Report ’23

The Kurashin public information journal

倉吉信用金庫ディスクロージャー誌

倉吉信用金庫
KURAYOSHI SHINKIN BANK

contents

ごあいさつ …… 1
企業理念・経営方針 …… 2
地域貢献 …… 3
事業運営 …… 12
業績の概要 …… 18
営業のご案内 …… 21
財務状況 …… 26
自己資本の充実の状況 …… 37
組織構成 …… 44
総代会制度 …… 45
くらしんのあゆみ …… 48
店舗一覧 …… 50
開示項目一覧 …… 52

概　要（2023年3月31日現在）

創　　業／1912年4月
本　　店／鳥取県倉吉市昭和町1丁目60番地
店 舗 数／11店舗
従業員数／64人
営業区域／鳥取県
倉吉市、東伯郡
西伯郡大山町
（旧中山町に限る）
鳥取市
（旧八頭郡用瀬町・佐治村を除く）
岩美郡
八頭郡八頭町
（旧船岡町、旧郡家町に限る）
岡山県
真庭市蒜山
（旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る）

ごあいさつ

皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ここに当金庫第79期の事業概要と決算状況をご報告するに当たり、日ごろのご支援とご愛顧に対し、心から厚くお礼申し上げます。

令和4年度も長引く新型コロナウイルス感染症の影響による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の上昇による下振れリスクに注意する中、経済社会活動の段階的引上げに伴い、個人消費が上向き、景気は持ち直しの動きに転換しつつあります。

日本銀行は金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を継続する措置を取っている状況にありますが、経済、物価、金融情勢を踏まえ2%の物価安定目標を実現するために、長短金利操作付き量的・質的金融緩和を行っていくことは容易でないと考えられます。

そのような状況の中、鳥取県中部地区の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の後遺症はまだまだ続くと予想されますが、全国旅行支援の追い風により、旅館・観光業や飲食業関係を中心に需要の回復がみられ、インバウンドも徐々に増え始めております。しかしながら多くの業種では電気料金や原材料価格の上昇、燃油高騰に伴う輸送コストの増加が続いており、価格転嫁による収益確保も追いついていない状況にあります。また、人材確保が喫緊の課題となっている企業でも物価高騰をはじめとする経費負担の増加が賃上げに踏み切れない大きな要因となっております。

当金庫は、鳥取県中部地区を主たる経営基盤とする唯一の金融機関であります。「地元と共に生きる」を経営理念とし、企業の資金繰り支援はもちろんのこと、創業支援、企業再生支援、コンサルティング機能の発揮等に注力し、地域貢献に誠心誠意努めてまいりたいと考えます。

令和3年4月からスタートした「くらしん『支援力の強化と変革への挑戦』3ヵ年計画」は最終年度を迎えました。本計画では、取引先の資金繰りを支えて事業継続を徹底的に支援し地域経済の回復に努め、地域金融機関として地域から確固たる信頼を得られるよう活動すること、人口減少や超高齢化といった地域全体の社会的課題に対しても、SDGsの観点から継続的な支援に取り組むことを基本方針として掲げています。

併せて、法令等遵守、顧客保護、内部事務厳正化に引き続き注力する一方で、本業である貸出推進により安定的に収益を確保することでビジネスモデルの持続可能性を高め、鳥取県中部地区内経済の中心となって地域社会をけん引していく役割を果たして参る所存でございます。
今後とも倍旧のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶と致します。

理事長　笠見 和則

▪企業理念▪

（ 基本理念 ）

地元と共に生きる

（ 経営理念 ）

1. 信　　頼

倉吉信用金庫は、法令やルールを遵守すると共に社会的規範を全うするため、法令等遵守を経営の最優先課題と位置づけ、誠実かつ公正な業務運営を行います。

1. 変　　革

倉吉信用金庫は、時代の変化や、地域の要請を的確に捉え、迅速に対応するため、積極かつ堅実な経営を行います。

1. 地域貢献

倉吉信用金庫は、地域のすべての企業、勤労者、家庭の繁栄と幸せをもたらすため貢献します。

▪経営方針▪

（ 経営方針 ）

倉吉信用金庫の創業の原点である相互扶助の精神を大切に、「地域の為に貢献する」という使命感を再認識し、今こそ地域社会の再生と活性化を目指し「使命共同体」としてその中核となって、中小零細な地元企業の支援、地域住民の豊かな生活の向上、活力ある地域社会の実現に向けて貢献していきます。そのために強固な経営基盤をさらに確固たるものにし、“小さくても最良のくらしん”を実現します。

（ 行動基準 ）

1. 礼　儀　我々は、礼儀を基本とした誠意ある行動で、地域からの信頼を高めます。

2. 元　気　我々は、健康管理を怠らず、明るく、気みなぎる行動で、地域からの共感を受けます。

3. 向　上　我々は、自己啓発を心掛け、仕事に創意を生かし、顧客の満足度を高め地域に奉仕します。

KURASHIN
KURAYOSHI SHINKIN BANK

積極的に地域や人々に働きかけていく「くらしん」をイメージ、「K」と「S」および「く」を組み合わせてデザイン化。堅実に発展する姿、しなやかに伸びていく様、時代の風を受け、皆様と共に大きく飛躍する姿を表現しています。

三層の重なりは「ひと」「街（地域）」「くらしん」を意味し、「S」のなめらかなラインによって三者が織り成すハーモニー（調和）を、また直線と鋭角によって信頼感、緊張感、正確さを表しています。

グリーンは「自然の緑」および「安らぎ」「安心」「信頼」を、イエローは「英知」「協調」を意味しています。

倉吉信用金庫と地域社会

当金庫は鳥取県中部を主な事業区域として地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展して行くことを共通の理念として運営されている相互扶助の金融機関であります。

地元のお客様からお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをすると共に、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めており、貸出金の預金積金に占める割合（預貸率）は 49.88%となっております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育、スポーツの振興といった分野にも積極的に取り組み地域貢献を実行しております。

●預金積金に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域の皆様の資産作りのお手伝いとして、お客様の生活設計・資産形成・事業の発展に寄与する商品を揃えて、窓口にご来店いただくことは勿論、ご自宅・事務所にお伺いし、地域の皆様の要望にお応えしております。

商品明細につきましては 21 ページに詳しく掲載しております。

［預金積金残高：87,116百万円］（2023年3月31日現在）

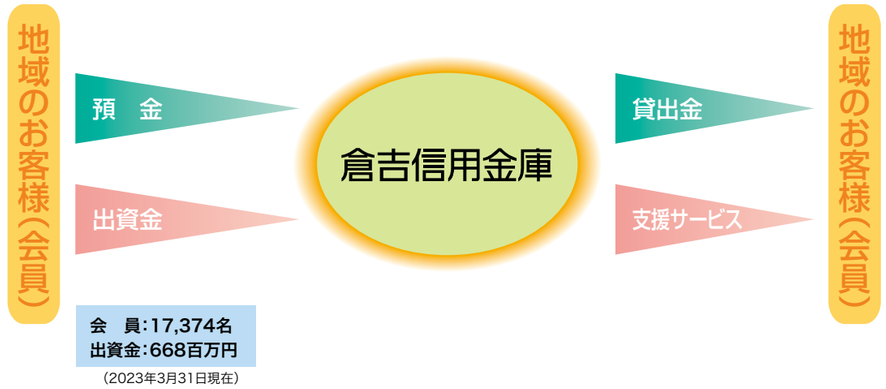

●貸出金に関する事項（地域への資金供給の状況）

地域からお預け頂いた資金は、地域のお客様のニーズに応え、地域の活性化に資する為に地域に還元し、中小企業の健全な発展と、地域の皆様の健全な繁栄に役立てていただく事を運用の基本として位置づけ、設備投資から運転資金に至る事業資金は勿論、地域の再生に貢献する各種商品を揃えております。

また、個人のお客様へは資産形成と生活向上を目的とした各種ローンを準備しております。

融資形態は事業用の設備資金が6,966百万円、運転資金が19,518百万円、個人の住宅ローンが4,455百万円、消費者ローンが2,374百万円、地方公共団体融資が8,435百万円となっております。

商品明細につきましては 22・23 ページに詳しく掲載しております。

［貸出金残高：43,457百万円］［預金積金に占める貸出金の割合49.88%］（2023年3月31日現在）

●貸出金以外の運用に関する事項

貸出金以外の運用については、信金中金等への預け金と有価証券への投資を行っております。常に安全性を第一に心がけ、投資先のデフォルトリスクに対応できるよう、投資先を分散して運用しております。

［預け金残高：37,208百万円］［有価証券残高：9,990百万円］［その他運用残高：421百万円］（2023年3月31日現在）

●取引先への支援等（地域とのつながり）

当金庫は政府系金融機関、中小企業診断士協会、TKC 税理士会等との連携契約を締結し、景気低迷の現在様々な問題を抱えておられるお客様へ経営の改善策や創業に対するアドバイス・支援を全店的に実施しております。特に再生担当を設けて企業の経営改善に取り組んでおります。

お客様ネットワークの取り組みとして、「しんきんビジネスマッチングサービス」を活用してビジネスマッチングの場を設けております。

その他、各営業店に経営者の会、年金受給者の会や経営者の婦人を対象とした「さざなみ会」を組織して、会員相互の親睦と情報交換の場所を提供しております。

また、あらゆる相談所として「法律相談」「税務相談」「年金相談」等の相談日を定期的に開催し、地域の皆様の相談に対応しております。

決算に関する事項

当金庫は地域に対する貢献を継続するため、企業の継続性を目指し、経営の合理化･効率化を追求してまいりました。その結果、2023年３月期には243百万円の業務純益を計上し、219百万円の当期純利益を計上しました。

今後も積極的な業務展開を推進し、安定的な収益確保を図り、更なる地域貢献が果たせるよう努めてまいります。

●中小企業の経営支援及び地域の活性化のための取組状況（2022年4月～ 2023年3月）

1．中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命と認識し、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2．中小企業の経営支援に関する態勢整備

「中小企業者等の金融円滑化基本方針」を策定し、金融円滑化に関する事項を管理する「金融円滑化推進委員会」を設置して、態勢整備を図りました。

貸出条件変更等に関する相談をお受けするための窓口「金融円滑化相談窓口」を設置し、本取り組みに係る意見・要望・苦情へ対応するための窓口を本部に設置して、態勢整備を行っています。

また、審査管理部が営業店と連携してお客様の経営改善支援を行います。

3．中小企業の経営支援に関する取組状況

a 創業・新規事業開拓の支援

創業、新分野進出に対しては、地域の情報ネットワークを活かし、積極的に対応しています。

2022年度は、10先の創業に携わり、鳥取県の制度融資「創業支援資金」及び当金庫の「プロパー資金」等により、合計33百万円の創業関連融資を実行し、支援しました。

b 成長段階における支援

中小企業が保有する売掛金・棚卸資産・機械設備等を担保として、金融円滑化支援をしています。

2022年度は、流動債権譲渡担保及び（集合）動産担保の新規取扱いを、3件42百万円取り組みました。

c 経営改善・事業再生・業種転換・事業承継等の支援

とっとり企業支援ネットワーク等を積極的に活用し、企業の経営改善、事業再生の支援に取り組んでいます。

2022年度は、とっとり企業支援ネットワークや鳥取県再生支援協議会を活用し、２先の経営改善支援を取り組みました。

また、事業承継に関しても、鳥取県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、１先のサポートを継続中です。

4．地域の活性化に関する取組状況

2020年11月、山陰６信金が共同でクラウドファンディング運営会社 CAMPFIRE 社とパートナーシップを結び、「しんきん　山陰の魅力発掘プロジェクト」を発足させました。

お取引先にとっては、「アフターコロナ」に向けた新規商品の開発や設備の費用を確保できただけではなく、商品の情報を広く発信できたことにより、販路拡大に繋がりました。

小規模事業者の販路開拓を後押しするうえで有効な支援スキームであり、今後も積極的に活用・提案していきたいと考えています。

地域密着型金融の取組状況（2022年４月～2023年３月）

1．ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

《取組方針》 地域金融機関としての特性を発揮し、地域情報ネットワークの活用と、継続的取引関係を通じ、取引先中小企業の創業から成長段階（ライフサイクル）に応じたきめ細かい支援を行うことで、地域の金融円滑化の役割を担っていく。

●創業、新事業への積極的な支援

・創業、新分野進出に対しては、地域の情報ネットワークを活かし、積極的に対応いたしました。

新規参入・新分野進出への支援

2022 年度の実績…10 件、33 百万円

●事業及び企業の積極的な再生支援

貸出条件の変更に積極的かつ柔軟な対応

・中小企業金融円滑化対応として、取引先の資金繰り改善を目的として、積極的に対応いたしました。
2022 年度の実績…113 件、1,326 百万円

・とっとり企業支援ネットワーク等の積極的な活用

産・官・学・金との情報ネットワークを活用した、地域の取引企業への支援

・鳥取大学産学・地域連携推進会議にも１名を登録し、積極的に情報交換を行っています。

・商工会議所が中心となって運営している産・官・学・金の会「中部元気クラブ」に当金庫役員が中心となって参加し、積極的に情報交換しています。

・日本政策金融公庫と業務特性を活かしつつ、相互にノウハウ等を補完、共有し、創業予定者に対するクオリティーの高い支援を目的として、創業分野で連携しています。

・独立行政法人鳥取県産業技術センターと産業技術分野での地元中小企業等への支援、情報交換や情報発信等を行うことを目的として、連携しています。

再生支援先の経営改善指導

・2022 年度は経営支援先 29 先を定め、うち３先を重点先として経営改善指導の取り組みを実施し、経営者とのヒアリングや、営業店長と計画の進捗状況等の検討を行いました。

期初債務者数（取引先企業除く正常先）	うち経営改善支援取組み先数	うち期末に債務者区分がランクアップした先数	うち期末に債務者区分が変化しなかった先数	うち再生計画を策定した先数	経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
355	29	2	27	20	8.17%	6.90%	69.00%

●取組事例

《事業価値を見極める融資》

取組の動機・経緯

農業を取り巻く環境は大きく変化しており、農業生産のデジタル化・ロボット化等技術の進歩とともに輸出、スマート化、グリーン化などによって、農業は今後の成長が期待できる分野と着目していました。

農業の成長は地域活性化に資するものであり、農業向け融資に対して前向な支援を検討していました。

取組の内容

相談者は、就農以来、西瓜やミニトマト等のハウス栽培を中心に数多くの野菜を栽培し、徐々に生産規模を拡大されていました。以前から大規模化を志向しておられ、更なる生産面積拡大のため、遊休土地の購入の相談を受けました。新たな栽培手法を積極的に取り入れる姿や自ら販路を開拓してきた経営手腕等を評価するとともに、農業にかける情熱や「おいしいものをつくる」という理念に共感し、購入資金を支援しました。

成果・効果

かねてより相談者の生産物は市場から好評価を受けており、商品価値が高まっていました。この支援によって、作付面積を拡大することができることから、販売金額の増加を見込んでいます。

評価及び課題

農業の大規模化には、販路拡大と安定供給が課題となります。今後、同様の相談に対しては、金融支援のみならず、耕作放棄地のマッチングや販路拡大等の支援に向けた体制整備と農業に関するノウハウの蓄積・吸収を図り、農業分野への総合的な支援を目指します。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

《取組方針》 定性情報を含めた地域での情報を活かし、取引先の事業価値を見極める、いわゆる「目利き力」を発揮することで、取引先中小企業に対して積極的に資金供給を行っていく。

●不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資の推進

売掛債権担保融資とＡＢＬの推進

2022 年度は、流動債権譲渡担保および（集合）動産担保融資として、３件 42 百万円を取り組みました。

シンジケートローンの組成と参加

2022 年度は、シンジケートローンへの参加はありませんでした。

目利き能力の向上

・2022 年６月に、鳥取県信用保証協会と鳥取県経営サポートセンターの職員を交えて、「保証協会の経営支援業務」、「経営サポートセンターの業務」について勉強会を行い、当金庫職員 15 名が参加しました。
・2023 年３月に、鳥取財務事務所主催の県内信用金庫との合同研修「よろず支援拠点の役割及び支援・相談事例の紹介等」に、当金庫審査管理部職員２名が参加しました。

●取組事例

《売掛債権担保融資の推進とＡＢＬの検討》

取組の動機・経緯

中小企業の金融円滑化を図ることを目的として、売掛債権担保融資、ＡＢＬの推進に取り組みました。

取組の内容

資金供給手段として、ＡＢＬを積極的に活用し「売掛債権担保融資」及び「（集合）動産担保」等を取組みました。

成果・効果

流動債権譲渡担保及び（集合）動産担保　　2022 年度新規取り扱い　　３件 42 百万円

評価及び課題

売掛債権担保融資と ABL の推進は、中小企業の資金ニーズに対応した地域密着型の融資取組みには欠かせないツールであると考えています。新規先の開拓や既存取引先の深耕、資金繰り支援に活用できることから、引続き積極的に推進します。

●経営者保証に関するガイドラインの活用状況

経営者保証に関するガイドラインへの取組

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン」の特則』の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2022 年度
新規に無保証で融資した件数	122 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	19.03%
保証契約を解除した件数	34 件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

《取組方針》 この地域のみが信用金庫の生きる地であり、金融の仲介は当然として、親睦、研修、情報交換、ボランティア等さまざまな面で中心的な役目を果たし、顧客・地域の活力作りに貢献することにより、地域に必要とされる金融機関であるため、各種の施策を通じて地域経済活性化、地方創生への取り組みを行う。

●地方創生への取組

地方創生のおもな取組

地方創生への対応として、2015 年４月に地方創生担当部を設置、営業店長を地方創生担当者として全店に配置し本部と連携を図り地方版総合戦略に積極的に関与できるよう体制を整備しました。

地方版総合戦略の推進に向けて地元自治体、経済団体等と連携を図り、個別施策らについて金庫の持つ知見等を生かした機能を発揮し協力を行っています。

2020 年度より、持続可能な地域社会の実現に積極的に貢献していくことを目的として、山陰地区６信用金庫によるＳＤＧｓの推進に関する連携協定を締結すると共に、当金庫の「ＳＤＧｓ宣言」を公表しました。

2020 年 10 月､「鳥取県倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に向けた連携協定」を締結しました。今後、歴史的建造物のリノベーシヨン・再整備などの事業が進められることとなっており、当金庫は地元金融機関としてこの事業に関与していくこととしています。

2021 年２月､信金中央金庫が実施する企業版ふるさと納税制度を活用した地域創生スキーム「ＳＣＢふるさと応援団」に、当金庫が倉吉市の地域創生事業「倉吉市中心市街地振興ビジネス活性化支援事業」を推薦し、信金中央金庫から倉吉市に対して 1,000 万円の寄附金が贈呈されました。

山陰地区６信用金庫によるＳＤＧｓの推進に関する連携した第一弾の取組みとして、企業版ふるさと納税制度を活用のうえ、ＳＤＧｓの趣旨に則り、持続可能な地域社会の実現に向けて構成員である住民のみなさまへの支援を目的として、鳥取県３金庫は島根県、島根県３金庫は鳥取県に対して各 300 万円ずつ寄附を行いました。

６信用金庫 SDGs 連携協定

倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくり

SCB ふるさと応援団寄附金贈呈

地域貢献に資するイベント、行事の開催と、地域経済活性化への取組

文化・芸術の発展と街の賑わい創出に向けて、地元新聞社が主催する著名人による写真、絵画等の展覧会の特別協賛を継続するほか、以下の活動を行いました。

2022 年４月９日から５月８日までの期間、倉吉博物館におきまして「ホキ美術館名品展」が開催され特別協賛しました。日本で初めて写実絵画専門の美術館として 2010 年に千葉市に開館したホキ美術館のコレクションから、現代写実絵画の第一人者・森本草介氏をはじめ、野田弘志氏、中山忠彦氏など写実界を代表する作家 19 名の作品 63 点が展示されるなど話題性もあり活況でした。

2022 年 12 月、新年を気持ちよく迎えていただくことを目的として、恒例となっている福祉施設２先に対する新米寄贈を行い、入所者のみなさんに大変喜んでいただきました。

地元での買物、発注を推奨する「地賛地商」運動の展開

地域経済の活性化を図る為、当金庫では「地賛地商」をスローガンにしたＰＲポスターを 2010 年度に作成･配布しましたが、現在も外郭団体の講演会での参加者並びにポスター希望先へ配布し、引き続きポスターの活用を継続し地元での買物、発注を啓蒙しています。

●ビジネスマッチングの推進

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践が求められる中、当地域の事業者においても対面販売以外の販路を開拓する重要性は高まってきております。インターネットを通じて不特定多数の人から資金を募り、その返礼としてモノ・体験・サービス等を提供する購入型クラウドファンディングは、規模の小さい事業者にとって有力な販路のひとつとなっています。

2020 年 11 月､お取引先の販路拡大支援の一環として､山陰地区 6 信用金庫が共同して「しんきん山陰の魅力発掘プロジェクト」を発足させ、株式会社キャンプファイヤーとのパートナーシップ契約を締結し、当金庫では食品製造会社 1 先、2021 年度には酒類食料品卸売業社 1 社の販路拡大の支援をしました。

●金融仲介機能（ベンチマーク）の取組状況

事業性評価を行い、お取引先の事業内容や成長可能性を適切に評価することで、円滑な資金供給を行っていくことに努めています。

2023 年3月 31 日現在

経営指標等が改善した先数（単位：社）	320
当金庫が関与した創業件数（単位：件）	10
当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数（単位:社）	33

金融円滑化への取組状況

当金庫は、地元の中小企業および個人のお客様の幅広い資金ニーズに、迅速かつ安定的にお応えするため、「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでいます。

2023 年 3 月末における当金庫の金融円滑化への取り組み状況をお知らせいたします。

1．金融円滑化管理に関する基本方針について

当金庫の金融円滑化への取組方針は以下の通りです。

取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2．お借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制について

⑴苦情相談窓口の設置

本部コンプライアンス統括室に苦情相談窓口を設置し、金融円滑化に関するお客様からの苦情、相談メール、専用フリーダイアルを新たに設置し、真摯に対応する体制としております。

（2010 年 1 月 18 日苦情・相談メール開設、同 25 日専用フリーダイアル開設）「0120-031511」

⑵お客様からの苦情、相談記録の作成と保存

お客様からございました、苦情、相談については、その内容を適切に記録・保存するとともに、委員会で協議を行い、関連部署と協力し、問題解決、改善に努めてまいります。

3．中小企業者のお客様の事業についての改善または再生のための支援を行うための体制について

⑴経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組み

お客様からの経営相談については営業店が真摯にお話をお伺いし、お客様の抱えている問題を十分認識したうえで、その解決に向けて取り組んでまいります。

経営改善計画を策定する意思のあるお客様から要請がある場合には、経営改善計画の策定を支援しております。

また、お借入条件の変更等に際して、経営改善計画を策定した場合には、当該改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて経営相談・経営指導を行うなど、経営改善に向けた働きかけを行っております。

経営改善・指導は本部審査管理部がサポートいたします。

⑵経営相談・経営指導及び経営改善に向けた能力向上施策

お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修を実施し、当該能力の向上を目的とした人材育成に努めてまいります。

金融円滑化法期限到来後における貸付条件の変更状況

（金融円滑化法は2013年３月末で終了しましたが、本票は2013年４月以降の受付を加算して集計したものです。）

１．貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

（債務者が中小企業者である場合）

（単位：百万円）

	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額	11,107	12,591	13,900	14,925	16,058	17,597	18,733	19,800	20,991	22,317
うち、実行に係る貸付債権の額	10,643	12,137	13,457	14,598	15,680	17,160	18,320	19,372	20,560	21,811
うち、謝絶に係る貸付債権の額	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82
うち、審査中の貸付債権の額	138	127	117	1	52	112	88	102	54	96
うち、取下げに係る貸付債権の額	243	243	243	243	243	243	243	243	294	296

２．貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

（債務者が中小企業者である場合）

（単位：件）

	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	912	1,039	1,163	1,267	1,372	1,496	1,591 (3)	1,666 (55)	1,758 (128)	1,871 (222)
うち、実行に係る貸付債権の数	875	1,007	1,128	1,237	1,340	1,458	1,559 (3)	1,631 (52)	1,724 (124)	1,835 (216)
うち、謝絶に係る貸付債権の数	7	7	7	7	7	7	7 (0)	7 (0)	7 (0)	7 (0)
うち、審査中の貸付債権の数	9	4	7	2	4	10	4 (0)	7 (3)	5 (3)	6 (4)
うち、取下げに係る貸付債権の数	21	21	21	21	21	21	21 (0)	21 (0)	22 (1)	23 (2)

※（　）内は、全体に占める新型コロナウイルス感染症の影響拡大に関連する貸付条件の変更件数です。

３．貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：百万円）

	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額	752	834	916	968	989	1,041	1,073	1,091	1,161	1,172
うち、実行に係る貸付債権の額	682	728	846	898	919	971	1,003	1,017	1,063	1,101
うち、謝絶に係る貸付債権の額	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
うち、審査中の貸付債権の額	0	35	0	0	0	0	0	4	28	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39

４．貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：件）

	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	74	80	89	93	95	100	102 (0)	109 (5)	114 (7)	116 (9)
うち、実行に係る貸付債権の数	68	73	83	87	89	94	96 (0)	102 (4)	106 (7)	110 (9)
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
うち、審査中の貸付債権の数	0	1	0	0	0	0	0 (0)	1 (1)	2 (0)	0 (0)
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	4	4	4	4	4	4 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)

※（　）内は、全体に占める新型コロナウイルス感染症の影響拡大に関連する貸付条件の変更件数です。

地域貢献活動

当金庫では、地域金融機関として、「地域と共に生きる」をテーマに金融サービスの提供を通じ、地元企業の発展や、地域にお住まいの皆様の生活の向上、豊かで活力ある地域社会の実現を願い、商工会議所等各種団体に入会して活動する他、地域のイベント活動や社会福祉活動に参加しています。

●6月15日「信用金庫の日」

信用金庫法が公布･施行された日にちなみ、6月15日を「信用金庫の日」として、全店一斉による周辺道路や公共施設のクリーン活動を実施いたしました。

全店一斉清掃活動

社会福祉活動

地域の社会福祉への貢献活動として、福祉施設等へ新米を寄贈いたしました。

●新米寄贈

新年を気持ちよく迎えていただくために、毎年福祉施設等に新米を寄贈しています。

新米寄贈　希望の家

新米寄贈　因伯子供学園

倉吉信用金庫 SDGs宣言

倉吉信用金庫は、協同組織の理念である相互扶助の精神並びに「地域社会繁栄への奉仕」「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」という信用金庫のビジョンのもと、事業活動を通じてＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続可能な地域社会の実現を目指します。

重点項目

1 パートナーシップの発揮

- 協同組織として、パートナーシップの発揮や地域社会とのネットワークの更なる強化に努め、地域全体で持続可能な社会の実現を目指します。
- 複雑化、多様化する地域社会の課題やニーズに適切に対応するため、全国の信用金庫や中央機関等との業界ネットワークを積極的に活用することで、地域の制約を超えた質の高いサービスの提供に努めます。

2 地域経済の持続的繁栄

- 社会経済環境に応じて変化するお客さまのニーズや課題を踏まえた信用金庫らしいサービスの提供に努め、地域とともに持続的な発展を目指します。
- 中小零細事業者の経営サポートを一段と強化し、事業活動の持続可能性を高めることを通じて、地域経済の維持・発展に貢献します。
- 技術革新や社会構造の変化を踏まえ、先進的な金融サービスの提供への取組みを通じて地域経済の発展に貢献します。
- 地域の将来を担う次世代の人材確保や育成につながる取組みをサポートします。

3 暮らしやすい地域社会の実現

- 地域を支えるみなさまの健康や福祉の増進につながる取組みに努めます。
- 高齢のお客さまにとって、わかりやすく利用しやすい金融サービスの提供を目指します。
- 地域のみなさまの将来に向けた安定的な資産形成をサポートします。
- 地域や関係機関との連携のもと、犯罪や不正の防止につながる取組みに努めます。
- 地域の貴重な資源である環境の保全につながる事業や取組みをサポートします。
- 職員にとって働きやすく多様な価値観を大切にする職場環境の実現に努めます。

事業の運営に関する事項

1．リスク管理の取組み

●リスク管理の体制について

金融の自由化や情報技術の進展に伴い、金融を取り巻くリスクはますます多様化、複雑化してきています。

当金庫は、経営の健全性を維持しつつ適正な収益を確保して地域に貢献するため、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけており、リスク管理方針やリスク管理規程等を制定したうえでリスクの把握と適切な管理に努めるとともに、内部監査によるチェックを実施する等、組織的なリスク管理態勢の整備を図っています。

信用リスク管理

信用リスクとは、貸出金の回収不能や利息の徴求不能等資産の健全性が損なわれるリスクです。

当金庫では貸出金の健全性を維持するため厳格な審査体制をとっています。

また、このためのスキルアップにも努め内部研修の実施や外部研修への派遣を実施するとともに、当金庫が定めた「自己査定規程」により厳格な資産査定を行い適切な償却・引当を実施しています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利・株価・為替等市場でのリスクファクターの変動により当金庫が保有する有価証券等が価格の変動で損失を被るリスクです。

当金庫では、ALM 委員会および作業部会を設け経済情勢・市場動向・金利動向を検討し健全な資金運用の方針を策定し実行しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金流出等により必要資金の確保が困難となる場合や通常よりも高い金利や不利な条件で資金調達を余儀なくされることにより被るリスクです。

当金庫では自己資本比率等当金庫の健全性を積極的に情報開示し、信用不安の未然防止に努めるとともに安全性・流動性に配慮した資金運用と適正な支払準備資産の確保に努めています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとして当金庫は「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」を認識し、各々以下の管理を実施しています。

1．事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正によって損失を被るリスクです。

当金庫では監査部による定期的な監査を実施する一方、「事務改善委員会」を設置し事故の未然防止と同時に事務水準の向上を目指す研修を実施しています。

2．システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータの誤動作またはシステムダウン等の発生により損失を被るリスクです。

当金庫は、しんきん共同センターに加盟し勘定系及び情報系のオンラインシステムでサービスを提供しています。同センターは、通信回線の二重化及び他地域のバックアップセンターの設置等、災害発生時のオンラインシステム確保に万全の体制をとっています。

また、当金庫では「セキュリティポリシー」「情報資産管理規程」等を制定し、顧客情報の保護にも努めています。

3．法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営等に関する法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫は全ての部署を関連部署と位置付け、コンプライアンス態勢の確立をとおして法務リスクを管理することとしています。

4．風評リスク管理

風評リスクとは、悪い評判や風説等が広まることにより信用が損なわれるリスクです。

当金庫では透明性の高い経営に努め、各種メディア及び媒体を利用し積極的にディスクローズすることにより当金庫の健全体質を広報すると同時に、コンティンジェンシー・プランを策定し対応しています。

●リスク管理体系

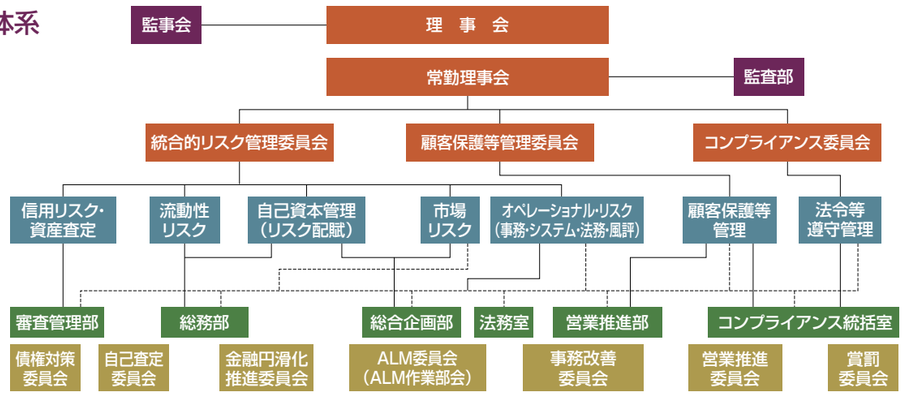

●信用リスクに関する事項

⑴信用リスク管理方針

・信用リスク管理においては、資産査定の債務者区分及び分類結果等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させるものとしています。

⑵管理方法

・信用リスク管理部署は審査管理部、計測管理部署は総合企画部とし、定期的に若しくは必要に応じて統合的リスク管理委員会を通じて常勤理事会に報告することとしています。

⑶貸倒引当金の計上基準

・正常先債権については、貸倒実績率に基づく今後１年間の貸倒引当金を計上します。

・要注意先債権については、貸倒実績率に基づき一般貸倒引当金を計上しますが、要管理先債権については、３ 年間分の予想損失額を計上し、その他要注意先債権については、１ 年間分を計上します。

・破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額の内、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を貸倒引当金として計上しています。

・実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を個別貸倒引当金として計上しています。

●市場リスクに関する事項

⑴市場リスク管理方針

・市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債の価値が変動して損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動して損失を被るリスクをいいます。

・当金庫の有価証券運用は、安定的収益確保を目的としており、リスクの低い商品を中心に安全性を第一に運用しています。

⑵管理方法

・主な市場リスクは、次の３ つです。

金利リスク	金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。
為替リスク	外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が生じるリスクです。
価格変動リスク	有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスクです。

⑶金利リスク管理体制

・当金庫が保有する資産・負債の主なリスクファクターである金利リスクに関する計測・管理体制等は、「自己資本の充実の状況」に記載しています。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

⑴オペレーショナル・リスク管理方針

・当金庫におけるオペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクとします。

・総合的なオペレーショナル・リスク管理態勢を構築することによって、健全性の確保と収益性の向上を図ります。

⑵管理方法

・オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署を総合企画部とし、各リスク管理に係る管理担当部署は、以下のとおりとします。

オペレーショナル・リスク	総合企画部主管
事務リスク	総合企画部
システムリスク	総合企画部
法務リスク	コンプライアンス統括室
風評リスク	総　務　部

i　オペレーショナル・リスクの総合的な管理に係る主管部署は、上記の各リスクの管理担当部署から、定期的にまたは必要に応じて、リスクに係る報告を受けます。

ii　オペレーショナル・リスクの主管部署は、新規商品等の取扱い、新システムの導入の際には、オペレーショナル・リスクを特定します。

iii　オペレーショナル・リスクの主管部署は、オペレーショナル・リスクを特定するために、必要に応じて、各業務部門および営業店等が把握したデータ等を取得することができます。

iv　オペレーショナル・リスクの主管部署は、当庫のリスク・プロファイルや外部環境の状況に照らし、オペレーショナル・リスクの状況について、適切な頻度でモニタリングを行います。

v　オペレーショナル・リスクの主管部署は、当該管理の状況に関して、常勤理事会が適切に評価および判断できる情報を、定期的にまたは必要に応じて報告します。また、経営に重大な影響を与える事案については、理事会に報告します。

2. 法令等遵守体制（コンプライアンス体制）について

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取り扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ローンダリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在するほか、信用金庫とその役職員は、社会的規範を逸脱するような営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

法令等遵守（コンプライアンス）とは、こうした法令やルールを厳格に遵守するとともに社会的規範を全うすることをいいます。そのため、当金庫では法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ公正な営業活動を行うことが取引先の皆様から「信頼と安心」をいただき、今以上の「絆」を深めることに繋がると考えます。

このような考えに基づいて、当金庫役職員の行動規範や組織体制、庫内ルールを定めるとともに、資質を向上させるため、研修や資格取得の奨励等様々な施策を実施しております。

また、2006年４月１日から公益通報者保護法が施行され、これに伴って、コンプライアンス違反行為等の通報者保護を金庫規定上明文化するなど、これまで以上にコンプライアンス重視の金庫経営方針の強化を行っております。

くらしんの行動綱領

①信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
②経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
③あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
④経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
⑤すべての人々の人権を尊重する。
⑥従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
⑦資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
⑧信用金庫が社会の中においてこそ存続･発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
⑨社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

①当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
②金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
③当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
④当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
⑤金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

3. 顧客保護等

●顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客さまの視点に立った業務運営が確保できるよう、たゆまぬ改善活動に努めてまいります。

①当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
②当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
③当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
④当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
⑤当金庫は、業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
◇本方針において「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方」を意味します。
◇お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

●個人情報保護宣言

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（2013年法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性･正確性の確保に努めます。

2022年6月8日改定　　倉吉信用金庫

1．個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

（1）身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
（2）国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2．個人情報等の取得・利用について

（1）個人情報等の取得
・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
・お客様の個人情報は、
①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
⑤その他一般に公開されている情報
等から取得しています。

（2）個人情報等の利用目的
・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するように努めます。
・お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

A　個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的
（業務内容）
①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
（利用目的）
①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
（法令等による利用目的の制限）
①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B　個人番号の利用目的
①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
⑥預貯金口座付番に関する事務のため
上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

（3）ダイレクト・マーケティングの中止
・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。
中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出ください。

3．個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4．個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について
・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
・お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
・お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
・以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5．個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

（1）個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
（2）取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
（3）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う職員および当該職員が取扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
（4）個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
（5）個人データを取扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
（6）アクセス制御を実施して、取扱者および取扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6．委託について
・当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
・ダイレクトメールの発送に関わる事務
・情報システムの運用・保守に関わる業務

7．個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報－等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8．個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

倉吉信用金庫　本店　各支店　本部コンプライアンス統括室にて受けます。

本店営業部	倉吉市昭和町１丁目60番地	(0858)22-6108
三朝出張所	東伯郡三朝町大瀬1036-4	(0858)43-2111
うつぶき支店	倉吉市大正町1075-4	(0858)22-4154
浦安支店	東伯郡琴浦町浦安213-2	(0858)52-2351
由良出張所	東伯郡北栄町由良宿551-4	(0858)37-3711
倉吉駅前支店	倉吉市上井町2丁目3-9	(0858)26-2951
羽合支店	東伯郡湯梨浜町田後340-3	(0858)35-2641
東郷出張所	東伯郡湯梨浜町龍島536-3	(0858)32-0631
西倉吉支店	倉吉市西倉吉町20-15	(0858)28-3111
西倉吉支店関金出張所	倉吉市関金町関金宿247-1	(0858)45-3121
真庭支店	岡山県真庭市蒜山下徳山43-3	(0867)66-4368
コンプライアンス統括室	倉吉市昭和町1丁目60番地	(0858)22-1111

●金融ＡＤＲ制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制･内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（９時～１７時）に営業店（電話番号は１５ページ参照）またはコンプライアンス統括室（電話：0858－22－1111）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03－3517－5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

４．反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

また、2012年６月の総代会において、反社会的勢力を会員から排除することとし、定款の一部変更を決議しました。

定款抜粋（当金庫の会員となることが出来ない者）

１．暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
２．次の各号の１に該当する者
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

５．マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る対応方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を経営上の課題として認識し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を未然に防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関係法令等を遵守し、引き続き一層の取組強化に努める方針です。

なお、お客様のお取引が『犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引』に該当すると認識した際は、当金庫は速やかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的な取引モニタリングの実施や取引制限を行うことが義務付けられております。

そのため今後は、金融当局ならびに鳥取県警察の指導により、当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクが高いと判断せざるを得ない一部のお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施や、お客様情報のご提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引をお受けいたしかねる、または一部お取引を制限させて頂くことがございます。

お客様には一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解頂くとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引事例＞
1. 多額の現金・小切手による入出金を伴う取引（顧客属性や取引態様に見合わない場合）
2. 現金・小切手を伴い短期間に頻繁に行われる取引で、入出金総額が多額のもの
3. 架空、他人、実体が無い法人との疑いがある口座の利用
4. 匿名または架空と思われる名義での送金を受ける口座の取引
5. 多数の口座を保有している顧客の口座を使用した取引
6. 開設後、短期での多額・頻繁な入出金を経て、解約・休止した口座の取引
7. 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入手金が行われた口座の取引
8. 入金口座から現金で払い戻した直後に、その現金を送金する取引（払戻口座の名義別に送金する場合）
9. 多数の者に頻繁に送金を行う口座の取引（送金を行う直前に多額の送金を受ける場合）
10. 多数の者から頻繁に送金を受ける口座の取引（送金を受けた直後に当該口座から多額の送金または出金を行う場合）
11. 貿易書類上の記載内容や取引の内容等に不審な様態がみられる輸出入取引
12. 金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例（預金取扱い金融機関）」に示された取引
13. その他当金庫が「疑わしい取引」と判断する取引

６．その他の業務運営の取組み

●ペイオフについて

この制度は2002年３月までは預金が全額保護されましたが、2002年４月以降定期性預金については1,000万円とその利息まで、2005年４月以降は決済用預金を除いた要求払預金と定期性預金を合算して1,000万円とその利息まで保護される制度に変わりました。

そのため、当金庫はあらゆるリスクに耐えられる体質を築くため、不良債権の早期解消に努め、皆様に安心してお取引き願い、信頼される金庫として役職員一同努力しております。

●貸出運営についての考え方

信用金庫の３つのビジョン「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会発展への奉仕」を実現するため地域金融機関として、多くの皆様にご利用いただくため次のことをお約束いたします。

・地元中小企業及び住民の皆様の専門金融に徹します。
・地元の皆様優先に徹します。
・地元の皆様に合致した商品を提供します。
・貸出を通じあらゆる相談に応じます。
・誠実で公正な対応をいたします。

業績の概要

2022年度業績の概況

令和４年度も長引く新型コロナウイルス感染症の影響による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに注意する中、年度後半より経済社会活動の段階的引上げに伴い、個人消費が上向き、景気は持ち直しの動きに転換しつつあります。日本銀行は金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を継続する措置を取っている状況にありますが、将来的には経済、物価、金融情勢を踏まえつつ、２%の物価安定目標を実現するために、長短金利操作付き量的･質的金融緩和を行っていくことは容易ではないと考えられます。令和４年１０月～１２月期の実質ＧＤＰ成長率は、個人消費が全国旅行支援などの効果でサービス関連を中心に伸びたほかに自動車を中心とした輸出の増加や訪日外国人客の回復などがプラスに寄与したことなどから、年率換算で０.６%のプラス成長となっております。

株式市場は世界的なインフレやサプライチェーン（供給網）の混乱に一服感がみられ、コスト面では追い風が吹いている一方で金融システム不安などを背景に景気減速への懸念も台頭しております。反面、日本銀行は金融緩和を維持する姿勢とあって、欧米に比べ日本では金融不安が起こりにくいとの見解から株高も予想されます。また、外国為替市場では対ドル１３４円前後という円安･ドル高が続いており、米連邦準備理事会（ＦＲＢ）の利上げペース加速を追い風とするドル買い、円売りが加速していくことも考えられます。

さて、鳥取県中部地区の経済情勢は、新型コロナウイルス感染の後遺症はまだまだ続くと予想されますが、全国旅行支援の追い風により旅館･観光業や飲食業関係を中心に需要の回復が見られ、インバウンドも徐々に増え始めており、業況は好調に推移しております。しかしながら多くの業種で電気料金や原材料価格の上昇、燃油高騰に伴う輸送コストの増加が続いており、価格転嫁による収益確保も追いつかず先の見通せない状況が続いております。また、人材確保か喫緊の課題となっている中で物価高騰をはじめとする経費負担の増加が賃上げに踏み切れない大きな要因となっており、依然として先行き不透明な状況となっております。

当金庫は、鳥取県中部地区を主たる経営基盤とする唯一の金融機関であります。「地元と共に生きる」を経営理念とし、企業の資金繰り支援はもちろんのこと、創業支援、企業再生支援、コンサルティング機能の発揮等に注力し、地域貢献に誠心誠意務めてまいりたいと考えます。

このような先行き不透明な経営環境の下、地域から選ばれる「くらしん」を目指し、確固たる経営基盤の確立に取り組んだ結果、次のような業績となりました。

預金積金は、経営基盤である中部地区での重点推進を図りましたが、新型コロナ対策資金の滞留分や預託金等の流出により、ボリュームが減少しました。個人預金は、地域の皆様との絆をより一層深めることを基本として、年金、給振、定期積金等の家計メイン化推進への取り組みを行った結果、低コスト資金である流動性預金残高は４１９百万円増加しました。法人預金においては決済資金などの取り込みに努めましたが、流動性預金残高は１,２２３百万円減少しております。その結果、令和４年度期末預金積金残高は前年比７３０百万円（△０.８３%）減少の８７,１１６百万円となりました。（期中平残８５,２６１百万円　増加額１１４百万円　０.１３%増）

貸出金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、当地区の中小零細企業の経営環境や雇用･所得改善などの家計を取り巻く環境は厳しい状態が続いています。新型コロナウイルス対策資金（ゼロゼロ資金）の取扱いが令和４年３月末をもって終了したことにより、今年度は事業性融資が低調に推移しました。個人向け貸出金は家計の支援に繋げるべく個人ローン、カードローンを積極的に推進しました。住宅ローン残高は前期比８０百万円増加、その他ローン残高は前期比２７百万円増加となりましたが、カードローン残高は前期比２８百万円減少となっております。その結果、令和４年度期末貸出金残高は前年比８８３百万円（△１.９９%）減少の４３,４５７百万円となりました。（期中平残４２,８７８百万円　減少額１４１百万円　０.３３%減）

余資運用は、資金運用収益の補完的立場を継続していく方針であります。基本方針は①安全性を重視した運用②自己資本の充実③安定した収益の確保④運用計画は市場の動向･見通しを十分に検討したうえで行う事としております。令和４年度は余資運用計画に沿って運用を行う事としていましたが、金利上昇を始めとした要因により、市場動向を注視しながら慎重に対応したため、計画通りの運用は行えませんでした。その結果、預け金の期末残高は、１,３３１百万円（３.７０%）増加の３７,２０８百万円、有価証券の期末残高は、９３２百万円（△８.５３%）減少の９,９９０百万円となっております。

損益収支は、貸出金において、新型コロナウイルス対策資金（鳥取県制度資金）終了後には引き続き地域経済変動対策資金や経営力再構築伴走支援を積極的に取り組むとともに、事業者向け小口融資、個人ローンに取り組みましたが、結果は平残で１４１百万円減少、金融緩和政策の長期化を主な要因として貸出金利回りは０.０９ポイント低下しました。結果、貸出金利息は前年比３９百万円減少しました。余資運用については、預け金残高は１,３３１百万円増加となり、預け金利息は前年比を若干上回っております。有価証券はウクライナ情勢やＦＲＢの政策金利の引上げ等が起因して、株価の乱高下、市場金利の上昇により、評価損が拡大しましたが、有価証券利息配当金は新規購入した有価証券の利息配当金があった事から前年比４百万円の増加という結果となりました。経常収益は前年比３１百万円（△２.６８%）減少の１,１４３百万円となりました。一方で、経常費用は、物件費の減少や一般貸倒引当金繰入額の減少により、前年比７０百万円（△７.１４%）減少の９１７百万円となりました。その結果、経常利益は前年比３９百万円（２０.８８%）増加の２２５百万円となり、当期純利益は前年比３８百万円（２１.５２%）増加の２１９百万円となりました。なお、金融機関の基本的な業務の成果を示す業務純益は前年比４９百万円（２５.２７%）増加の２４３百万円となっております。

なお、金融再生法における開示債権は前年比２５百万円減少し３,８９２百万円となり、総与信額に占める割合は８.７３１%と０.１４１ポイント上昇しました。また、企業体力を示す自己資本比率は、１７.７８%（前年比１.５０ﾎﾟｲﾝﾄ上昇）、期末の会員数は１７,３７４人（前年比２３６人減）となりました。

令和５年度の日本経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、経済活動の正常化を背景に内需を中心に持ち直し傾向にあると見ています。個人消費は家計の購買力を下押ししますが、人手不足などによる賃金上昇が下支え要因にもなります。消費者物価は資源高や円安の影響が落ち着き２%近い伸びも予想されます。日本銀行の長短金利操作の動向も気になるところであります。このような日本経済の動向を背景に地元企業、地域発展のために、あらゆる支援･協力を惜しまず行っていくことが、地元に生きる当金庫の役割だと認識しています。

直近5年間の主要な経営指標の推移

科　目	2018年度		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	1,252,292	千円	1,210,341	1,231,177	1,174,917	1,143,321
経常利益（又は経常損失(△)）	243,304	千円	154,693	211,850	186,767	225,768
当期純利益（又は当期損失(△)）	230,012	千円	178,975	193,097	180,663	219,550
出資総額	661	百万円	667	667	667	668
出資総口数	13,238	千口	13,343	13,353	13,357	13,363
純資産額	4,220	百万円	4,284	4,520	4,612	4,648
総資産額	84,781	百万円	86,104	91,030	94,551	93,745
預金積金残高	77,907	百万円	79,368	84,347	87,846	87,116
貸出金残高	40,562	百万円	40,829	43,243	44,340	43,457
有価証券残高	10,356	百万円	10,215	10,270	10,922	9,990
単体自己資本比率	14.14	%	14.26	15.94	16.28	17.78
出資に対する配当金（出資１口当り）	2.00	円	2.00	2.00	2.00	2.00
役員数	12	人	12	13	11	11
うち常勤役員数	6	人	5	6	5	5
職員数	61	人	63	64	62	50
会員数	18,198	人	18,014	17,779	17,610	17,374

（注）「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第１項において準ずる銀行法第14条の２の規程に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

報酬体系について

１．対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

⑴報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

ａ．決定方法　ｂ．支払手段　ｃ．決定時期と支払時期

⑵2022年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	55 百万円

（注）１．対象役員に該当する理事は４名、監事は１名です。（期中に退任した者を含む）
２．上記の支払総額は、「基本報酬」４６百万円、「退職慰労金」８百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

⑶その他

「信用金庫法施行規則第１３２条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（２０１２年３月２９日付金融庁告示第２２号）第２条第１項第３号･第４号及び第６号に該当する事項はありませんでした。

２．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2022年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）１．対象職員等には、期中に退任･退職した者も含めております。
２．「同等額」は 、2022年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
３．2022年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

リスク管理債権の状況

貸倒引当金の内訳

（単位：百万円）

区　分	2021年度（2022年3月）	2022年度（2023年3月）
一般貸倒引当金	286	279
個別貸倒引当金	643	634
合　計	929	914

貸出金償却額

（単位：千円）

区　分	2021年度（2022年3月）	2022年度（2023年3月）
貸出金償却額	3,729	3,154

※この償却額は直接償却した金額です。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、%）

区　分		開示残高（a）	保全額（b）			保全率（b）／（a）	引当率（d）／（a－c）
				担保・保証等による回収見込額（c）	貸倒引当金（d）		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2021年度	1,238	1,238	662	575	100.00%	100.00%
	2022年度	1,154	1,154	604	550	100.00%	100.00%
危険債権	2021年度	2,280	2,090	2,022	68	91.65%	26.40%
	2022年度	2,306	2,160	2,076	83	93.65%	36.48%
要管理債権	2021年度	398	229	63	165	57.47%	49.41%
	2022年度	430	267	91	176	62.10%	51.89%
三月以上延滞債権	2021年度	－	－	－	－	－	－
	2022年度	－	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	2021年度	398	229	63	165	57.47%	49.41%
	2022年度	430	267	91	176	62.10%	51.89%
小計（A）	2021年度	3,917	3,557	2,748	809	90.81%	69.21%
	2022年度	3,892	3,582	2,772	810	92.04%	72.37%
正常債権（B）	2021年度	41,689					
	2022年度	40,686					
総与信残高（A）＋（B）	2021年度	45,607					
	2022年度	44,578					

（注）
1．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3．「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4．「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6．「正常債権」（B）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7．「担保・保証等による回収見込額」（c）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8．「貸倒引当金」（d）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

■信用金庫法開示債権の構成比

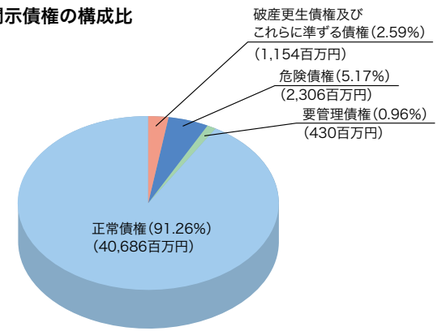

預金業務

種　類		内容・特色	預入期間	預入金額
当座預金		手形や小切手をご利用になれる預金です。会社・商店のお取引に便利です。	出し入れ自由	１円以上
決済用預金（無利息型普通預金）		利息は付きませんが預金保険制度により、大切な預金が全額保護されます。	出し入れ自由	１円以上
普通預金		給与・年金等のお受取りや、公共料金等の自動支払が可能で、キャッシュカードをセットするとさらに便利です。お財布代わりにご利用ください。	出し入れ自由	１円以上
総合口座		普通預金と定期預金を一冊の通帳にセット。「貯める、使う、借りる、支払う」が一冊の通帳でできます。（個人の方に限定）	出し入れ自由	１円以上
後見支援預金		後見制度をご利用の後見人の方が、家庭裁判所の「指示書」に基づき、被後見人の財産を安全・適切に保護・管理できる普通預金です。	定めはありません	１円以上 ※家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取り扱います
貯蓄預金		出し入れ自由で、預金残高に応じた段階金利が適用される預金です。	出し入れ自由	１円以上
納税準備預金		納税資金を計画的に準備していただくための預金で、お利息に税金はかかりません。	引き出しは納税時のみ	１円以上
通知預金		まとまったお金の短期間運用に適しています。	７日以上	5,000円以上
定期預金	スーパー定期	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金です。個人向けの期間３年以上は、有利な半年複利をご利用いただけます。	１ヵ月以上５年以内	1,000円以上1,000万円未満
	変動金利定期預金	預入日から６ヵ月ごとにその時点の金利情勢で金利が変動する定期預金です。個人向けの期間３年は、有利な半年複利をご利用いただけます。	１年、２年、３年	1,000円以上
	期日指定定期預金	１年複利の有利な定期預金です。１年経過すれば満期日を指定でき、一部引き出しも可能です。	最長３年	1,000円以上300万円未満
	大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した定期預金です。	１ヵ月以上５年以内	1,000万円以上
財形貯蓄	一般財形貯蓄	勤労者の生活設計のために給与・賞与から天引きし、定期的にお預けいただく預金です。お利息は課税扱いですが、使いみちは自由で、いつでもお引き出しができます。	３年以上	1,000円以上
	財形年金貯蓄	勤労者が老後の資産形成のために積み立てていただく預金で、財形住宅貯蓄と合わせて元金550万円までお利息に税金がかかりません。	５年以上	1,000円以上
	財形住宅貯蓄	勤労者が住宅の取得・増改築のために積み立てていただく預金で、財形年金貯蓄と合わせて元金550万円までお利息に税金がかかりません。	５年以上	1,000円以上
定期積金		将来の目的に合わせて、期間や金額を定めて原則毎月計画的に積み立てていく預金です。	６ヵ月、１年、２年、３年、４年、５年	100円以上

金融商品に係る勧誘方針

■１．当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
■２．金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
■３．当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
■４．当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
■５．金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

融資業務

種類			内容・特色	融資金額	返済期間
個人向けローン	自動車関連	マイカーローン	新車･中古車の購入資金をはじめ､自動車免許取得費用や車検費用にもご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
		WEB 完結カーライフプラン	お申し込みから契約まですべてWEBで完結できます。 来店いただかなくてもマイカーローンがご利用いただけます。		
	教育関連	教育プラン	入学金、授業料等の学校納付金のほか、受験費用、受験旅費、教科書代、下宿代等の費用等にもご利用いただけます。 ※学資応援団およびエールは、当座貸越型の教育ローンです。	1,000万円以内	16年以内 (据置期間 卒業予定月まで)
		学資応援団		当貸 100～500万円	8年4ヵ月以内 (当貸最長 4年6ヵ月)
		エール		当貸(カード型) 50～500万円	15年以内 (当貸最長5年以内)
	住宅関連	住宅ローン	住宅の新築･購入、住宅用土地購入、住宅のリフォーム、マンションの購入資金等にご利用いただけます。 ※利率変動周期は3年型､5年型､10年型のうちから選択いただけます。(一部商品は選択いただけません) エコ関連設備も対象となります。	10,000万円以内	40年以内
		リフォームローン		1,000万円以内	15年以内
		無担保借換専用住宅ローン	住宅ローンの借換えのための資金を無担保でご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内 (残存期間内)
		コンパクトリフォーム・プラン	お住まいのリフォームにご利用いただけます。保証料不要、担保不要、家族保証で最高500万円､ご返済期間は最長10年です。	500万円以内	10年以内
	使途自由	個人ローン	旅行、レジャー、パソコンなどの耐久消費財購入資金として、豊かな暮らし作りのためにご利用ください。	500万円以内	10年以内
		多目的ローン		300万円以内	5年以内
		フリーローンモア	お使いみちは自由です。借換資金としてもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
		フリーローンリリーフ		200万円以内	100万円以下　7年 200万円以下　10年
		多目的ローン・プラス	お使いみちは自由です。借換資金としてご利用いただけます。また、事業者の方もご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
		アシスト		500万円以内	10年以内
		楽々サポートローン		500万円以内	15年以内
		シニアライフローン	お使いみちは自由です。充実したシニアライフにお役立てください。	100万円以内	10年以内
		職域サポートローン	契約事業所の従業員の方に限定し金利等での優遇対応をした商品です。	500万円以内	10年以内
		カードローン　きゃっする５００	健康で文化的な生活を営むための資金をカード１枚でいつでもご利用いただけます。	10～500万円	3年 (原則､自動更新)
		カードローン　願助くん		10～300万円	

融資業務

種類			内容・特色	融資金額	返済期間
決済機能充実	個人向け	楽々まもるくん	普通預金口座へ貸越極度枠をセットし反復利用できる商品です。キャッシュカードによりＡＴＭからの借入が可能で、また公共料金の口座振替時等に普通預金が残高不足の場合にも自動的に極度額まで貸越する事ができます。生活資金決済用に大変便利です。	100万円まで	3年更新
		家計まもるくん		20万円･50万円 契約１年後に50万円への申込可。	2年更新
	事業者向け	経営まもるくん	普通預金セット型の当座貸越（プラス残の時は普通預金口座、マイナス残の時は当座貸越口座）です。 既存の普通預金口座に当座貸越機能をセットし、払戻請求書による極度内の貸越を可能にする他、口座振替時に残高が不足する場合にも自動的に貸越となります。法人または個人事業主（農業経営者を含む）の方が対象です。	1,000万円	1年更新
		営農支援ドラフト 豊作	農業経営者（兼業農家含む）専用の当座貸越口座。普通預金に当座貸越がセットされており、利用極度の範囲内で融資が受けられます。営農に必要な運転資金および農業用機械、車輌等の設備資金としてご利用になれます。	500万円	1年更新
		農業支援資金 営農まもるくん	普通預金セット型の当座貸越形式の農業支援資金でＡＴＭでの利用も可能です。既存の普通預金口座にセットし、飼料、材料代、機械設備等農業を営むための資金として利用できます。また、兼業農家の方でも、現在お取引の無い方でも申込みいただけます。	100万円以内	5年更新

種類		内容・特色
事業用資金	割引手形	商業手形･電子記録債権を割引いたします。
	手形貸付	仕入資金･買掛金支払資金など､短期の資金需要にお応えいたします。
	証書貸付	長期運転資金･設備投資など､長期の資金需要にお応えいたします。
	当座貸越	貸越極度額まで､短期･長期の資金需要にお応えいたします。
	制度資金 (県・市町村)	創業支援資金・企業自立化支援資金・中小企業小口融資・企業立地促進資金・新規参入資金・地域経済変動対策資金・事業承継支援資金・小規模事業者融資等の各種制度融資を取り扱っております。
	代理貸付	信金中央金庫･㈱日本政策金融公庫･住宅金融支援機構･中小企業基盤整備機構･福祉医療機構･㈱商工組合中央金庫などの各代理業務を取り扱っております。

相談業務

相談業務

毎月１回、各分野における当金庫顧問の先生にお客様が直接ご相談いただくことができます。相談料は無料となっておりますので、お取引の営業店を通じてお気軽にご利用下さい。

法律相談	複雑化する社会にあって法律上の困り事相談を承ります。
税務相談	贈与、相続、譲渡など税金について何でもご相談下さい。
年金相談	新しく年金を受け取る方は手続きをどうしたらよいかお悩みではありませんか？また年金のもらい忘れをしている場合もあります。年金について何でもご相談下さい。

商品利用にあたっての留意事項

■１．預金・ローン等の商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下するものがございますので、ご利用されるに当たってはそれぞれの商品やサービスの内容を職員にお尋ねいただくなど、よくご確認の上ご利用をお願いします。

■２．ローンのお申し込みについては､当金庫所定の審査がございます。審査の結果、ご期待にそえない場合がございます。

■３．ローン等につきましては、ご本人の収入等から無理なくご返済ができるよう計画的なご利用をお勧めいたします。

その他の業務

内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

機能サービス

キャッシュカードサービス	当金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫のほか提携している金融機関のATMや、コンビニエンスストアのATM（「セブン銀行」など）、郵便局のATMをご利用いただけます。
しんきんゼロネットサービス	全国の信用金庫のATMを無料でご利用いただけるサービスです。（本サービスをご利用いただけない信用金庫のATMが一部ございます。）
さんいんネットサービス	鳥取・島根両県下の信用金庫および山陰合同銀行のATMが無料でご利用いただけるサービスです。（曜日、時間帯により手数料がかかる場合があります。）
ICキャッシュカードサービス	より安心してご利用いただくために、偽造防止などに効果のあるICキャッシュカードがご利用いただけます。
通帳レス口座	キャッシュカード発行済みの普通預金をお持ちの個人のお客様が無料でご利用いただけます。いつでもどこでも、入出金明細や残高を、スマートフォンで確認できる便利なサービスです。また、定期預金のお預け入れ・解約手続もご利用いただけます。
給与・年金自動受取	一度の手続きで毎月の給与や賞与、厚生年金、国民年金などがご指定の預金口座に自動的に振り込まれます。
口座振替	電気、電話などの公共料金から税金、各種学校の授業料などをご指定口座から自動的にお支払いいたします。また、QRコード決済ご利用時に、決済資金を即座に口座から引き落とす「即時口座振替サービス」も取扱っています。
公金の収納取扱	日本銀行歳入代理店をはじめ地方公共団体の公金取扱業務などを行っており、所得税、法人税、住民税、社会保険料、交通反則金、その他の公金が窓口で払い込みできます。
ATMによる振込	ATM（自動機）で全国の金融機関へお振り込みができます。 ATMをご利用になりますと、窓口振込より手数料が安くお振り込みができます。
デビットカードサービス	全国のデビットカード取扱加盟店で商品等を購入される際に、当金庫のキャッシュカードをご利用いただくことで、ご購入代金がお客様の預金口座から即時に引き落とされ、お支払いが完了するサービスです。
インターネットバンキングサービス（個人・法人）	インターネットに接続されているパソコンや携帯電話を使って預金の振替、振込、定期預金のお預け入れ・解約手続（個人のみ）、残高照会、取引明細照会サービスなどがご利用できます。法人インターネットバンキングでは、総合振込、給与振込、口座振替等の大量データを一括送信するデータ伝送サービスもご利用いただけます。
しんきん電子記録債権サービス	インターネット（PC）を利用した決済サービスである電子記録債権をご利用いただけます。
テレホンバンキングサービス	ご家庭や外出先で、プッシュ機能付き一般電話、公衆電話からフリーダイヤルで「しんきん共同コールセンター」にお電話いただければ、自動音声ガイドでお取引口座の「残高照会、入出金明細照会」や「振込、振替」ができるサービスです。（振込、振替は申込が必要です。）
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	携帯電話からの操作で、キャッシュカード発行済みの当金庫普通預金（総合口座・無利息型を含む）から出金し、プリペイド型電子マネー「Ｅｄｙ（エディ）」を携帯電話へチャージ（入金）するサービスです。チャージした「Ｅｄｙ」は全国のＥｄｙ加盟店でご利用いただけます。
クレジットカード	しんきんVISA、しんきんJCBなどのクレジットカードのお取り扱いを行っています。
夜間金庫	営業時間を過ぎても毎日の売上金をその日のうちにお預かり致します。
クレジットカードキャッシングサービス	金融機関系・流通信販系クレジットカードによるキャッシングサービスを行っております。

保険窓販業務

生命保険窓口販売	しんきんらいふ年金ＦＳ（積立型）	円建て定額の個人年金保険で、月10,000円からご加入でき、一定の条件を充たす事で個人年金保険料控除の対象となります。
	「生きる」を創るがん保険 ＷＩＮＧＳ	治療前の精密検査から治療後の外見ケアまで幅広く保障できるがん保険です。
	＆ＬＩＦＥ 新医療保険Ａセレクト	入院・手術だけでなく、生活習慣病・ガン・女性疾病等、ニーズに応じた柔軟な設計が可能な一生涯保障の医療保険です。
	医療保険ＥＶＥＲ Ｐｒｉｍｅ	増加傾向にある短期入院や外来手術でもまとまった給付金を受け取れ、また入院前後だけでなく外来手術や放射線治療前後の通院治療もしっかり保障する医療保険です。
	＆ＬＩＦＥ 積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）	特約を付加することで、公的介護保険制度と連動した介護保障や、認知症に備えられる商品です。
事業性保険	ビジネスプロテクター（企業総合賠償責任保険・建設業総合賠償責任保険）	事業先のさまざまな賠償リスクを一つの保険契約でしっかり補償できます。
	・ハイパー任意労災（業務災害総合保険）	労災の上乗せ補償で、役員・従業員の業務中のケガの補償と労災事故発生時の企業の賠償責任を補償する保険です。
損害保険窓口販売	火災保険・債務返済支援保険・傷害保険の取り扱いを行っております。	

各種手数料

為替手数料

（2023年6月30日現在）

代金取立		電子交換（注1）			440円
		個別取立（注2）			1,100円
窓口振込手数料	当金庫同一店内	会員	現金		660円
			振替	3万円以上	440円
				3万円未満	220円
		非会員	現金		660円
			振替	3万円以上	550円
				3万円未満	330円
	当金庫本支店	会員	現金		660円
			振替	3万円以上	440円
				3万円未満	220円
		非会員	現金		660円
			振替	3万円以上	550円
				3万円未満	330円
	他行庫宛	会員	現金		1,045円
			振替	3万円以上	770円
				3万円未満	605円
		非会員	現金		1,045円
			振替	3万円以上	770円
				3万円未満	605円
ATM振込手数料	当金庫同一店内		現金	3万円以上	440円
				3万円未満	220円
			振替		無料
	当金庫本支店		現金	3万円以上	440円
				3万円未満	220円
			振替		無料
	他行庫宛	会員	現金	3万円以上	660円
				3万円未満	495円
			振替	3万円以上	440円
				3万円未満	275円
		非会員	現金	3万円以上	660円
				3万円未満	495円
			振替	3万円以上	550円
				3万円未満	385円
為替自動振込		当金庫同一店内			55円
		当金庫本支店宛			110円
		他行庫宛			385円
個人インターネットバンキング		当金庫同一店内			無料
		当金庫本支店宛			無料
		他行庫宛			165円
法人ＩＢ ＦＢ・ＨＢ FD・MT持込処理手数料		当金庫同一店内			無料
		当金庫本支店		3万円以上	110円
				3万円未満	55円
		他行庫宛		3万円以上	550円
				3万円未満	385円
不渡手形返却料					1,100円
送金、振込、代金取立組戻料					1,100円
媒体持込手数料（紙・磁気媒体等）					660円

●上記手数料には消費税を含んでいます
（注1）当金庫自店小切手は無料です。
（注2）個別取立とは、通帳や証書などの取立や電子交換所不参加金融機関への手形等の取立を行うものです。

両替手数料、金種指定支払手数料および大量硬貨入金手数料

お取扱い枚数	1～50枚	無料
	51～100枚	330円
	101～500枚	550円
	501～1,000枚	1,100円
	1,001～1,500枚	1,650円
	1,501～500枚毎に	550円加算

●上記手数料には消費税を含んでいます

住宅ローン取扱手数料

融資事務手数料	33,000円
任意繰上完済手数料　3年以内 3年超	11,000円 33,000円
条件変更手数料	5,500円

●上記手数料には消費税を含んでいます

個人情報開示手数料

「個人情報開示依頼書」による法律に基づく情報開示	1請求につき	1,100円

●上記手数料には消費税を含んでいます

取引履歴照会手数料

「取引履歴照会依頼書」によるご本人さまの過去10年間までのお取引内容の開示	出力帳票1枚につき	55円

●上記手数料には消費税を含んでいます

電子記録債権サービス手数料

基本料（月）	債務者利用（※注）	1,100円
	受取・譲渡のみ利用	無料
発生記録（債務者請求方式）	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
発生記録（債権者請求方式）	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
譲渡記録	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
分割記録	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
保証記録		220円
変更記録	オンライン	220円
	書面	2,200円
支払等記録	口座間送金決済以外	220円
割引実行		550円
口座間送金決済		無料
入金	でんさい受取	無料
窓口事務代行		1,100円
開示請求		3,300円
支払不能情報照会		3,300円
残高証明書発行	都度発行方式	4,400円

※注：法人ＩＢフルサービス利用者は無料です
●上記手数料には消費税を含んでいます

貸借対照表

（資産の部）

（単位：百万円）

科　目	2021年度	2022年度
現金	**1,660**	**1,481**
預け金	**35,877**	**37,208**
買入金銭債権	**81**	**60**
有価証券	**10,922**	**9,990**
国債	808	701
地方債	3,066	2,826
社債	4,973	4,571
株式	362	375
その他の証券	1,710	1,515
貸出金	**44,340**	**43,457**
割引手形	87	80
手形貸付	1,169	1,059
証書貸付	39,334	38,330
当座貸越	3,749	3,987
その他資産	**497**	**518**
未決済為替貸	12	15
信金中金出資金	360	360
前払費用	2	2
未収収益	117	123
その他の資産	3	17
有形固定資産	**747**	**727**
建物	124	121
土地	507	507
リース資産	16	33
その他の有形固定資産	97	64
無形固定資産	**9**	**5**
ソフトウェア	7	3
その他の無形固定資産	1	1
前払年金費用	**78**	**77**
繰延税金資産	**122**	**132**
債務保証見返	**1,144**	**999**
貸倒引当金	**△ 929**	**△ 914**
（うち個別貸倒引当金）	**（△643）**	**（△634）**
資産の部合計	**94,551**	**93,745**

（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科　目	2021年度	2022年度
預金積金	**87,846**	**87,116**
当座預金	2,730	2,273
普通預金	33,198	32,983
貯蓄預金	63	62
通知預金	160	85
定期預金	48,121	48,250
定期積金	3,110	3,055
その他の預金	461	407
借用金	**582**	**569**
借入金	582	569
その他負債	**161**	**186**
未決済為替借	15	20
未払費用	51	60
給付補塡備金	1	1
未払法人税等	1	1
前受収益	8	6
職員預り金	36	31
リース債務	16	35
その他の負債	29	28
賞与引当金	**26**	**20**
役員退職慰労引当金	**75**	**84**
偶発損失引当金	**29**	**45**
睡眠預金払戻損失引当金	**3**	**2**
再評価に係る繰延税金負債	**71**	**71**
債務保証	**1,144**	**999**
負債の部合計	**89,939**	**89,096**
出資金	**667**	**668**
普通出資金	667	668
利益剰余金	**3,713**	**3,906**
利益準備金	667	667
その他利益剰余金	3,046	3,238
特別積立金	2,822	2,972
当期未処分剰余金	224	266
会員勘定合計	**4,381**	**4,574**
その他有価証券評価差額金	**49**	**△ 106**
土地再評価差額金	**180**	**180**
評価・換算差額等合計	**230**	**73**
純資産の部合計	**4,612**	**4,648**
負債及び純資産の部合計	**94,551**	**93,745**

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

（単位：千円）

科　目	2021年度	2022年度
経常収益	**1,174,917**	**1,143,321**
資金運用収益	**1,041,127**	**1,007,923**
貸出金利息	926,231	886,476
預け金利息	35,015	37,042
有価証券利息配当金	70,283	74,931
その他の受入利息	9,597	9,473
役務取引等収益	**84,020**	**80,922**
受入為替手数料	36,419	32,151
その他の役務収益	47,601	48,770
その他業務収益	**9,445**	**18,192**
外国為替売買益	78	140
国債等債券償還益	－	4,066
その他の業務収益	9,366	13,985
その他経常収益	**40,324**	**36,283**
償却債権取立益	10,393	28,651
株式等売却益	19,621	5,965
その他の経常収益	10,308	1,666
経常費用	**988,150**	**917,552**
資金調達費用	**23,069**	**24,863**
預金利息	20,495	22,599
給付補塡備金繰入額	173	99
借用金利息	2,182	1,974
その他の支払利息	217	189
役務取引等費用	**126,238**	**121,650**
支払為替手数料	11,796	10,359
その他の役務費用	114,442	111,290
その他業務費用	**3,277**	**12**
国債等債券償還損	3,171	－
その他の業務費用	106	12
経費	**788,567**	**732,476**
人件費	441,189	407,348
物件費	317,621	294,067
税金	29,756	31,060
その他経常費用	**46,997**	**38,549**
貸倒引当金繰入額	26,602	1,349
貸出金償却	3,729	3,154
株式等売却損	1,430	5,128
その他の経常費用	15,235	28,917
経常利益	**186,767**	**225,768**

（単位：千円）

科　目	2021年度	2022年度
特別利益	**－**	**－**
特別損失	**0**	**－**
固定資産処分損	0	－
税引前当期純利益	**186,767**	**225,768**
法人税、住民税及び事業税	**1,553**	**1,553**
法人税等調整額	**4,551**	**4,665**
法人税等合計	**6,104**	**6,218**
当期純利益	**180,663**	**219,550**
繰越金（当期首残高）	**43,654**	**47,374**
当期未処分剰余金	**224,317**	**266,924**

（注）1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2．出資１口当たり当期純利益は、16円43銭であります。
3．収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表に注記しております。

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科　目	2021年度	2022年度
当期未処分剰余金	**224,317**	**266,924**
剰余金処分額	**176,942**	**216,969**
利益準備金	242	257
普通出資に対する配当金	26,699	26,712
（配当率）	（年４％）	（年４％）
特別積立金	150,000	190,000
繰越金（当期末残高）	**47,374**	**49,955**

●記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

外部監査制度

2023年６月２９日開催の第７９期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第３８条の２第３項の規定に基づき、ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2022年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2023年６月30日
倉吉信用金庫
理事長　笠　見　和　則　㊞

貸借対照表の注記

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　耐用年数 ３年～ 39年
その他　　耐用年数 ３年～ 45年
4．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（２年～５年）に基づいて償却しております。
5．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6．外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,677百万円であります。
8．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年３月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和４年３月31日現在）
年金資産の額　　1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額　　1,807,426百万円
差引額　　△66,857百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
（自令和４年３月１日至令和４年３月31日）
0.0606%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年０ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金10百万円を費用処理しています。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12．偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13．役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14．会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金　　914百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として７．に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響や資源価格高騰の影響等を踏まえ、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化及び今後の新型コロナウイルス感染症の状況や資源価格高騰の影響等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
15．有形固定資産の減価償却累計額1,491百万円
16．信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりで　あります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　1,154百万円
危険債権額　2,306百万円
三月以上延滞債権額　－百万円
貸出条件緩和債権額　430百万円
合計額　3,892百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は80百万円であります。
18．担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
定期預け金　　700百万円
担保資産に対応する債務
借用金　　568百万円
上記のほか、為替決済、公金取引等の取引の担保として有価証券100百万円及び定期預け金3,006百万円を差し入れております。
19．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成11年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める方法（不動産鑑定士による鑑定評価）に基づいて、算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　319百万円
20．出資１口当たりの純資産額347円85銭
21．金融商品の状況に関する事項
（１）金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）をしております。
（２）金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。
（３）金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか信用リスク担当部署（審査管理部）により行われ、また、定期的に経営陣による統合的リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
（ｉ）金利リスクの管理
当金庫は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。
ＡＬＭに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで理事会に報告しております。
（ⅱ）為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
（ⅲ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
総務部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や保有先の財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び統合的リスク管理委員会において定期的に報告されております。
（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のＶａＲは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和５年３月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で187百万円です。
なお、当金庫では、保有期間１日ＶａＲと実際の評価損益の変化額を比較するバックテスティングを実施し、ＶａＲの計測手法の有効性を確認しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
また、当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第１項第５号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、1,136百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
22．金融商品の時価等に関する事項
令和５年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注１）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（1）預け金（＊1）	37,208	37,263	55
（2）有価証券	9,944	9,933	△11
満期保有目的の債券	326	315	△11
その他有価証券	9,618	9,618	－
（3）貸出金（＊1）	43,457		
貸倒引当金（＊2）	△895		
	42,562	43,053	490
金融資産計	89,715	90,250	534
（1）預金積金（＊1）	87,116	87,125	8
（2）借用金（＊1）	569	573	3
金融負債計	87,686	87,698	12

（＊1）預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊3）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注１）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
（１）預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（スワップ金利）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
（２）有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については23.から25.に記載しております。
（３）貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（スワップ金利）で割り引いた価額

なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利（スワップ金利）を用いております。

（2）借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利（スワップ金利）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	25
信金中央金庫出資金（＊1）	360
組合出資金（＊2）	20
合　　計	406

（＊1）非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和２年３月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	17,506	10,000	－	300
有価証券	1,433	2,936	3,247	892
満期保有目的の債券	5	20	300	－
その他有価証券のうち満期があるもの	1,428	2,916	2,947	892
貸出金（＊）	5,426	15,771	10,810	6,955
合　計	24,365	28,707	14,057	8,147

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	32,295	17,877	－	232
借用金	512	48	8	－
合　計	32,807	17,925	8	232

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。
以下、25. まで同様であります。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	25	25	0
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小　計	25	25	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	101	100	△1
	その他	200	189	△10
	小　計	301	289	△11
合　計		326	315	△11

その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	260	163	97
	債券	2,338	2,331	7
	国債	602	600	2
	地方債	601	599	1
	短期社債	－	－	－
	社債	1,134	1,131	3
	その他	342	307	35
	小　計	2,942	2,801	140
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	89	105	△16
	債券	5,634	5,757	△122
	国債	99	99	△0
	地方債	2,199	2,274	△74
	短期社債	－	－	－
	社債	3,336	3,383	△47
	その他	952	1,060	△107
	小　計	6,676	6,922	△246
合　　計		9,618	9,724	105

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	10	5	－
債券	－	－	－
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	－	－	－
合　計	10	5	－

25. 減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額はありません。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は18,260百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものが7,860百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。
これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）	8百万円
一般貸倒引当金	40
個別貸倒引当金、貸出金償却	597
賞与引当金	5
役員退職慰労引当金	23
その他	60
繰延税金資産小計	735
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△580
評価性引当額小計	△580
繰延税金資産合計	155
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1
前払年金費用	21
繰延税金負債合計	22
繰延税金資産の純額	132百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（令和５年３月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）	合　計 （百万円）
税務上の繰越欠損金（＊1）	－	－	8	8
評価性引当金	－	－	－	－
繰延税金資産	－	－	8	（＊2）8

（＊1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（＊2）税務上の繰越欠損金８百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産８百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

28. 会計方針の変更
（時価の算定に関する会計基準）
企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この変更による財務諸表への影響はありません。

預金に関する指標

預金・譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	2020年度		2021年度		2022年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金（当座＋普通＋貯蓄＋通知）	33,154	40.0%	33,877	39.7%	34,828	40.8%
うち有利息預金	28,873	34.8%	30,401	35.7%	31,300	36.7%
定期性預金	49,429	59.7%	51,069	59.9%	50,219	58.9%
うち固定金利定期預金	46,318	55.9%	48,027	56.4%	47,150	55.3%
うち変動金利定期預金	16	0.0%	15	0.0%	15	0.0%
その他	201	0.2%	201	0.2%	214	0.2%
計	82,784	100.0%	85,147	100.0%	85,261	100.0%
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
合　　計	82,784	100.0%	85,147	100.0%	85,261	100.0%

（注）１．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
２．定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

定期預金残高

（単位：百万円）

	2020年度		2021年度		2022年度	
	残　高	構成比	残　高	構成比	残　高	構成比
定期預金	46,851	100.0％	48,121	100.0％	48,250	100.0％
固定金利定期預金	46,828	99.9％	48,101	99.9％	48,231	99.9％
変動金利定期預金	15	0.0％	15	0.0％	15	0.0％
その他	6	0.0％	3	0.0％	4	0.0％

職員一人当り及び一店舗当り預金残高

（単位：百万円）

区　分	2020年度	2021年度	2022年度
職員一人当り預金残高	1,317	1,416	1,742
一店舗当り預金残高	7,667	7,986	7,919

預金者別預金残高

（単位：百万円）

区　分	2020年度	2021年度	2022年度
個　人	60,483	61,530	61,066
法　人	18,447	19,995	18,640
金融機関	75	149	79
公　金	5,342	6,172	7,331
合　計	84,347	87,846	87,116

貸出金等に関する指標

貸出金科目別の平均残高

（単位：百万円）

	2020年度		2021年度		2022年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	118	0.2%	84	0.1%	85	0.1%
手形貸付	985	2.3%	915	2.1%	1,081	2.5%
証書貸付	37,857	89.7%	39,205	91.1%	38,976	90.8%
当座貸越	3,218	7.6%	2,814	6.5%	2,735	6.3%
合　　計	42,179	100.0%	43,019	100.0%	42,878	100.0%

国内業務部門　国際業務部門はありません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

（単位：百万円）

	2020年度	2021年度	2022年度
貸出金	43,243	44,340	43,457
うち変動金利	22,704	21,867	21,561
うち固定金利	20,539	22,473	21,896

担保の種類別の貸出金残高

（単位：百万円）

	2020年度		2021年度		2022年度	
	残　高	構成比	残　高	構成比	残　高	構成比
当金庫預金積金	868	2.0%	908	2.0%	825	1.9%
有価証券	50	0.1%	50	0.1%	50	0.1%
動産	554	1.2%	515	1.1%	494	1.1%
不動産	6,838	15.8%	6,506	14.6%	6,011	13.8%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	8,312	19.2%	7,980	17.9%	7,382	16.9%
信用保証協会・信用保険	16,429	37.9%	17,356	39.1%	17,411	40.0%
保証	3,277	7.5%	3,026	6.8%	2,677	6.1%
信用	15,223	35.2%	15,977	36.0%	15,986	36.7%
合　　計	43,243	100.0%	44,340	100.0%	43,457	100.0%

担保の種類別の債務保証見返額

（単位：百万円）

	2020年度		2021年度		2022年度	
	残　高	構成比	残　高	構成比	残　高	構成比
当金庫預金積金	0	0.0%	–	–	–	–
有価証券	–	–	–	–	–	–
動産	–	–	–	–	–	–
不動産	835	70.2%	817	71.4%	11	7.7%
その他	–	–	–	–	–	–
計	835	70.2%	817	71.4%	11	7.7%
信用保証協会・信用保険	–	–	–	–	–	–
保証	–	–	–	–	–	–
信用	352	29.7%	326	28.5%	137	92.2%
合　　計	1,188	100.0%	1,144	100.0%	149	100.0%

使途別の貸出金残高

（単位：百万円）

	2020年度		2021年度		2022年度	
	残　高	構成比	残　高	構成比	残　高	構成比
設備資金	11,741	27.1%	11,868	26.7%	11,651	26.8%
運転資金	31,501	72.8%	32,471	73.2%	31,805	73.1%
合　　計	43,243	100.0%	44,340	100.0%	43,457	100.0%

個人貸出金残高の内訳

（単位：百万円）

	2020年度	2021年度	2022年度
住宅ローン	4,560	4,374	4,455
消費者ローン	2,459	2,347	2,374

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

（単位：百万円）

業種区分	2021年度			2022年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	71	2,243	5.0%	71	2,037	4.6%
農業・林業	177	287	0.6%	126	219	0.5%
漁業	1	48	0.1%	1	48	0.1%
鉱業・採石業・砂利採取業	1	65	0.1%	2	77	0.1%
建設業	235	5,904	13.3%	245	5,699	13.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	15	516	1.1%	15	544	1.2%
情報通信業	1	9	0.0%	1	9	0.0%
運輸業・郵便業	27	1,182	2.6%	28	1,174	2.7%
卸売業・小売業	202	4,628	10.4%	202	4,588	10.5%
金融業・保険業	13	2,579	5.8%	15	2,500	5.7%
不動産業	58	2,772	6.2%	60	2,628	6.0%
物品賃貸業	12	277	0.6%	13	261	0.6%
学術研究・専門・技術サービス業	24	872	1.9%	21	801	1.8%
宿泊業	21	448	1.0%	21	436	1.0%
飲食業	95	672	1.5%	96	654	1.5%
生活関連サービス業・娯楽業	58	594	1.3%	61	585	1.3%
教育・学習支援業	10	416	0.9%	9	413	0.9%
医療・福祉	33	1,971	4.4%	36	2,298	5.2%
その他サービス	97	1,672	3.7%	96	1,505	3.4%
小　　計	1,151	27,162	61.2%	1,119	26,484	60.9%
地方公共団体	7	8,579	19.3%	7	8,435	19.4%
個人（住宅・消費・納税資金等）	3,884	8,598	19.3%	3,773	8,537	19.6%
合　　計	5,042	44,340	100.0%	4,899	43,457	100.0%

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

職員一人当たり及び一店舗当たり貸出金残高

（単位：百万円）

	2020年度	2021年度	2022年度
職員一人当たり貸出金残高	675	715	869
一店舗当たり貸出金残高	3,931	4,030	3,950

預貸率

（単位：百万円）

		2020年度	2021年度	2022年度
貸出金（期末残高）（A）		43,243	44,340	43,457
預　金（期末残高）（B）		84,347	87,846	87,116
預貸率	（A／B）	51.26%	50.47%	49.88%
	期中平均	50.95%	50.52%	50.29%

（注）預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$ × 100

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

（単位：百万円）

	2021年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	201	607	–	–	–	–	–	808
地方債	100	535	–	100	1,544	785	–	3,066
短期社債	–	–	–	–	–	–	–	–
社債	345	789	1,432	1,031	1,174	200	–	4,973
株式	–	–	–	–	–	–	362	362
外国証券	–	–	–	–	–	200	942	1,142
その他の証券	106	–	–	99	–	–	363	568
	2022年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	501	100	–	–	99	–	–	701
地方債	401	125	–	100	1,745	453	–	2,826
短期社債	–	–	–	–	–	–	–	–
社債	450	1,058	1,225	1,098	642	96	–	4,571
株式	–	–	–	–	–	–	375	375
外国証券	–	–	–	–	200	–	855	1,055
その他の証券	–	–	96	–	–	–	362	459

有価証券の種類別の平均残高

（単位：百万円）

	2021年度	2022年度
国債	800	875
地方債	2,767	3,037
短期社債	–	–
社債	5,156	4,859
株式	295	298
外国証券	952	1,159
その他の証券	508	461
合計	10,480	10,692

預証率の期末値及び期中平均値

	2021年度	2022年度
期　末　預　証　率	12.43%	11.46%
期中平均預証率	12.30%	12.54%

（注）預証率＝$\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$ × 100

▶▶次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

●売買目的有価証券 …… 該当ありません。

●満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　類	2021年度			2022年度		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	30	31	1	25	25	0
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
	小　計	30	31	1	25	25	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	101	100	△ 0	101	100	△ 1
	その他	200	197	△ 2	200	189	△ 10
	小　計	301	297	△ 3	301	289	△ 11
合　計		331	328	△ 2	326	315	△ 11

（注）1．時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券です。
3．市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 …… 該当ありません。

●その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	2021年度			2022年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	234	148	85	260	163	97
	債券	4,382	4,351	31	2,338	2,331	7
	国債	808	800	8	602	600	2
	地方債	1,286	1,275	11	601	599	1
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	2,287	2,275	11	1,134	1,131	3
	その他	341	305	35	342	307	35
	小　計	4,958	4,805	152	2,942	2,801	140
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	102	124	△ 22	89	105	△ 16
	債券	4,335	4,381	△ 45	5,634	5,757	△ 122
	国債	－	－	－	99	99	△ 0
	地方債	1,750	1,775	△ 25	2,199	2,274	△ 74
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	2,584	2,605	△ 20	3,336	3,383	△ 47
	その他	1,143	1,161	△ 18	952	1,060	△ 107
	小　計	5,580	5,667	△ 86	6,676	6,922	△ 246
合　計		10,539	10,473	66	9,618	9,724	△ 105

（注）1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3．市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

	2021年度 貸借対照表計上額	2022年度 貸借対照表計上額
非上場株式	25	25
組合出資金	26	20
合　計	51	45

■有価証券の保有割合

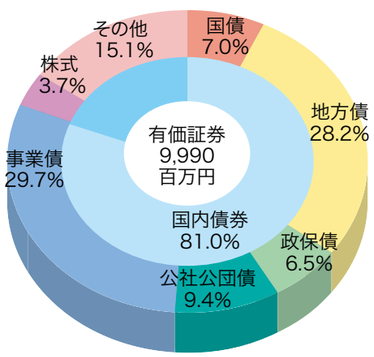

2. 金銭の信託

●運用目的の金銭の信託 …… 該当ありません。

●満期保有目的の金銭の信託 …… 該当ありません。

●その他の金銭の信託 …… 該当ありません。

3. 信用金庫法施行規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引

デリバティブ取引

●金利関連取引 …… 該当ありません。

●通貨関連取引 …… 該当ありません。

●株式関連取引 …… 該当ありません。

●債券関連取引 …… 該当ありません。

●商品関連取引 …… 該当ありません。

●クレジットデリバティブ取引 … 該当ありません。

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
【主な分類商品】上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
【主な分類商品】地方債、社債（上場企業等）、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
【主な分類商品】流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合　計
有価証券（その他有価証券）	1,147	8,127	－	9,275
うち株式	349	－	－	349
国債	701	－	－	701
地方債	－	2,801	－	2,801
社債	－	4,470	－	4,470
その他の証券（＊1）	96	855	－	952
金融資産計	1,147	8,127	－	9,275

＊1．有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は342百万円であります。
＊2．重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（2）時価をもって貸借対照表上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借用金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

（注）当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（単体）」に関して、企業会計基準適用指針第１９号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（第5-2項）を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

（単位：千円）

	2021年度	2022年度
業務運用収支	1,018,058	983,060
資金運用収益	1,041,127	1,007,923
資金調達費用	23,069	24,863
役務取引等収支	△ 42,217	△ 40,728
役務取引等収益	84,020	80,922
役務取引等費用	126,238	121,650
その他の業務収支	6,167	18,179
その他業務収益	9,445	18,192
その他業務費用	3,277	12
業務粗利益	982,008	960,511
業務粗利益率	1.10％	1.08％

（注）1．「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（2021年度該当なし、2022年度該当なし）を控除して表示しております。
2．業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3．国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

業務純益

（単位：千円）

	2021年度	2022年度
業務純益	194,275	243,369
実質業務純益	202,600	237,091
コア業務純益	205,772	233,025
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	205,772	233,025

（注）1．業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2．実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3．コア業務純益は＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
資金運用勘定	88,621	88,847	1,041	1,007	1.17	1.13
うち貸出金	43,019	42,878	926	886	2.15	2.06
うち預け金	34,670	34,846	35	37	0.10	0.10
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	10,480	10,692	70	74	0.67	0.70
資金調達勘定	85,779	85,876	23	24	0.02	0.02
うち預金積金	85,147	85,261	20	22	0.02	0.02
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借用金	588	575	2	1	0.37	0.34

（注）1．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2021年度該当なし、2022年度該当なし）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（2021年度該当なし、2022年度該当なし）及び利息（2021年度該当なし、2022年度該当なし）を、それぞれ控除して表示しております。
2．国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利鞘

（単位：%）

	2021年度	2022年度
資金運用利回り	1.17	1.13
資金調達原価率	0.93	0.87
総資金利鞘	0.24	0.26

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

（単位：%）

	2021年度	2022年度
総資産経常利益率	0.20	0.24
総資産当期純利益率	0.19	0.24

（注）総資産経常利益率＝経常利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
総資産当期純利益率＝当期純利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

	2021年度			2022年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	23,739	△ 68,408	△ 44,669	△ 1,442	△ 31,446	△ 32,888
うち貸出金	19,247	△ 61,122	△ 41,875	△ 3,041	△ 36,592	△ 39,633
うち預け金	1,186	△ 2,133	△ 947	178	1,857	2,035
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	3,306	△ 5,153	△ 1,847	1,421	3,289	4,710
支払利息	453	2,448	2,901	△ 20	1,848	1,828
うち預金積金	503	2,600	3,103	27	2,005	2,032
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借用金	△ 50	△ 153	△ 203	△ 47	△ 156	△ 203

（注）1．残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法としております。
2．国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

会員数・出資金

	2021年度	2022年度
会員数(人)	17,610	17,374
出資金(百万円)	667	668
口数(百万口)	13	13
出資配当率(%)	4.00	4.00

職員の状況

	2021年度	2022年度
職員総数(人)	**62**	**50**
うち男性	39	34
女性	23	16

自己資本の充実に関する状況等について

自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるうえで最も代表的かつ重要な指標です。

本事項にて開示する諸計数は、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために、金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	倉吉信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	668 百万円
償還期限	－
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	－

自己資本の充実度に関する評価方法

●統合的リスク管理態勢

当金庫は統合的リスク管理委員会を設けて各リスクの管理をすると同時に以下のリスクを計測し、自己資本の一定比率範囲内でリスクを管理する態勢としています。

⑴信用リスク

債務者区分が「正常先（地方公共団体を除く）」および「要注意先」の信用ＶａＲと、「破綻懸念先」以下のⅢ・Ⅳ分類債権額に対する未引当額の合計額を信用リスクとしています。

⑵市場リスク

過去一定期間（観測期間：5 年）の金利・株価・為替等（リスクファクター）の変動データにもとづき、将来のある一定期間（保有期間：120 日）のうちに、ある一定の確率（信頼区間：99%）の範囲内で、当該金融資産が被る可能性のある最大損失額を統計的手法により推定する VaR を計測しています。

⑶オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの算出は基礎的手法を採用しており、算出式は以下の通りです。

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \frac{\text{粗利益（直近３ヵ年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近３ヵ年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

●ストレステスト、バックテストの実施

重要性、蓋然性を考慮したストレスシナリオに基づく損失を定期的に算出し、自己資本への影響を計測しています。統合的リスク管理委員会で自己資本への影響を検証・評価し、必要に応じて対応策を検討すると共に、毎月開催される理事会に報告しています。

また、市場リスク計測モデルが予想したリスク量について、実際のデータを用いて検証するバックテストを実施することにより、計測モデルの信頼性を確認しています。

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　　目	2021年度	2022年度
コア資本に係る基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,355	4,548
うち、出資金及び資本剰余金の額	667	668
うち、利益剰余金の額	3,713	3,906
うち、外部流出予定額（△）	26	26
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	286	279
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	286	279
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	22	11
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	4,664	4,839
コア資本に係る調整項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9	5
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	5
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	2	0
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	57	55
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	69	61
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	4,594	4,777
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	26,324	25,000
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 33	△ 33
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 285	△ 285
うち、上記以外に該当するものの額	251	251
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	1,898	1,857
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	28,223	26,858
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.28%	17.78%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2021 年度		2022 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計　※1	**26,324**	**1,052**	**25,000**	**1,000**
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー　※2	25,518	1,020	24,196	967
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	128	5	96	3
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,690	267	6,948	277
法人等向け	8,276	331	7,899	315
中小企業等向け及び個人向け	5,194	207	4,245	169
抵当権付住宅ローン	1,203	48	1,061	42
不動産取得等事業向け	948	37	1,016	40
三月以上延滞等　※3	162	6	153	6
取立未済手形	2	0	3	0
信用保証協会等による保証付	378	15	412	16
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	1	0	1	0
出資等のエクスポージャー	1	0	1	0
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外	2,533	101	2,357	94
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	475	19	475	19
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	360	14	360	14
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	215	8	206	8
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外のエクスポージャー	1,481	59	1,316	52
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化　STC 要件適用分	－	－	－	－
証券化　非 STC 要件適用分	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	839	33	837	33
ルック・スルー方式	839	33	837	33
マンデート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	251	10	251	10
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 285	△ 12	△ 285	△ 11
⑥ＣＶＡリスク相当額を８％で除して得た額	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
ロ．オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額　※4	**1,898**	**75**	**1,857**	**74**
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）　※5	**28,223**	**1,128**	**26,858**	**1,074**

（注）１．所要自己資本の額＝リスク・アセット×４％
２．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
４．当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

５．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４％

金利リスクに関する事項

利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクであり、2019年３月期からは△ＥＶＥを、2020年３月期からは△ＮＩＩを用いて金利リスクを計測しています。

⑴管理方針

・当金庫では、△ＥＶＥ及び△ＮＩＩ、100 ＢＰＶ、ＶａＲ（信頼水準99%、保有期間６ヶ月、観測期間１年間）などを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。

・計測時の市況変化を反映させた金利リスクの計測にはＶａＲを用いており、金利以外に株価や為替リスクなどの影響も考慮しています。

・統計的な手法を用いるＶａＲは、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの弱点があるため、100 ＢＰＶなどを用いてストレステストを実施すると共に、定期的にバックテストを行っています。

⑵管理方法

・有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っています。報告は毎月ＡＬＭ委員会若しくは統合的リスク管理委員会に行っていますが、市況急変時には委員会を臨時開催してリスク削減を諮っています。

・金利変化時の影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの変更について協議し、常勤理事会で決定しています。

・金利リスクを削減する場合には、主に当該ポジションを売却することにより行っており、デリバティブ取引などによる削減取引は行っていません。

⑶△ＥＶＥ及び△ＮＩＩの算定手法の概要

・流動性預金への満期の割当て方法は、流動性預金の50%をコア預金と考え、コア預金は最長満期５年、平均2.5年と想定しています。コア預金に割り当てられない流動性預金の残存期間は０年としているため、流動性預金の平均満期は1.25年となります。

・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する行動性オプションは、いずれも考慮していません。

・複数の通貨の集計方法は単純合算しており、通貨間の相関は考慮していません。

・内部モデルはコア預金モデル（金融庁標準方式）以外には使用していません。

・△ＥＶＥの計算は、イールドカーブ変化前後の経済価値の差額を金利リスクとする再評価法で計測しています。

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,136	1,497	0	28
2	下方パラレルシフト	0	0	57	0
3	スティープ化	1,105	1,281		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,136	1,497	57	28
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,777		4,594	

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

⑴信用リスク・アセットを算出する為に使用する適格格付機関は、以下の４機関です。

・格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）

・日本格付研究所（ＪＣＲ）

・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（Ｓ＆Ｐ）

⑵使用条件

・複数の格付が付与されている場合は、最も低い格付を使用しています。

⑶適格格付を使用するエクスポージャーは、有価証券と格付を取得した保証会社の保証を受けている個人ローンが対象です。

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券			
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
国内	93,701	93,174	45,519	44,510	8,863	8,220	391	362
国外	200	200	–	–	200	200	–	–
地域別合計	93,901	93,374	45,519	44,510	9,063	8,420	391	362
製造業	4,417	4,214	2,254	2,051	2,000	2,000	24	19
農業、林業	634	531	634	531	–	–	1	4
漁業	48	48	48	48	–	–	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	74	82	74	82	–	–	–	–
建設業	6,285	6,077	6,170	5,962	100	100	94	91
電気、ｶﾞｽ、熱供給、水道業	866	879	658	671	199	199	–	–
情報通信業	33	27	19	18	–	–	–	–
運輸業、郵便業	1,360	1,317	1,229	1,186	100	100	5	5
卸売業、小売業	5,093	5,029	4,854	4,790	200	200	45	29
金融業、保険業	35,005	36,230	2,581	2,503	300	300	–	–
不動産業	3,509	3,323	3,299	3,113	200	200	122	104
物品賃貸業	379	364	278	262	100	100	–	–
学術研究、専門･技術サービス業	933	892	933	892	–	–	–	–
宿泊業	475	459	475	459	–	–	6	6
飲食業	814	800	814	800	–	–	20	20
生活関連サービス業、娯楽業	682	667	682	667	–	–	17	19
教育、学習支援業	438	430	438	430	–	–	0	0
医療、福祉	2,075	2,425	2,075	2,425	–	–	–	–
その他のサービス	1,821	1,639	1,787	1,612	–	–	1	13
国、地方公共団体等	18,644	17,884	8,625	8,478	5,863	5,218	–	–
個人	7,583	7,516	7,583	7,516	–	–	51	48
その他	2,726	2,530	–	–	–	–	–	–
業種別合計	93,901	93,374	45,519	44,510	9,063	8,420	391	362
１年以下	8,690	23,719	4,490	4,802	644	1,355		
１年超３年以下	28,051	14,296	3,168	3,032	1,883	1,256		
３年超５年以下	4,984	4,881	3,528	3,570	1,434	1,257		
５年超７年以下	5,266	5,021	4,044	3,805	1,162	1,215		
７年超１０年以下	14,369	14,633	13,265	13,441	1,103	1,192		
１０年超	20,080	18,220	16,944	15,775	2,836	2,144		
期間の定めのないもの	12,458	12,602	76	81	–	–		
残存期間別合計	93,901	93,374	45,519	44,510	9,063	8,420		

（注）１．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

２．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

３．上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

４．ＣＶＡリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

５．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2021年度	277	286	–	277	286
	2022年度	286	279	–	286	279
個別貸倒引当金	2021年度	663	643	38	625	643
	2022年度	643	634	16	627	634
合計	2021年度	941	929	38	903	929
	2022年度	929	914	16	913	914

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
製造業	5	4	4	1	–	3	5	1	4	1	0	0
農業・林業	3	3	3	4	–	–	3	3	3	4	–	–
漁業	48	48	48	48	–	–	48	48	48	48	–	–
鉱業・採石業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
建設業	65	65	65	60	–	–	65	65	65	60	0	0
電気ガス水道	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
情報通信業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
運輸業郵便業	1	1	1	2	–	–	1	1	1	2	0	0
卸売・小売業	160	108	108	125	38	–	122	108	108	125	0	1
金融・保険業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
不動産業	286	278	278	264	–	11	315	266	278	264	1	0
物品賃貸業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
学術研究専門技術サービス業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
宿泊業	6	48	48	49	–	–	6	48	48	49	0	–
飲食業	10	17	17	15	–	–	10	17	17	15	0	0
生活関連サービス・娯楽業	17	35	35	33	–	–	17	35	35	33	0	0
教育学習支援	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
医療・福祉	0	0	0	0	–	–	0	0	0	0	–	–
その他サービス	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	0	–
国・地方公共団体	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
個人	59	31	31	28	–	0	29	30	31	28	0	0
合計	663	643	643	634	38	16	625	627	643	634	3	3

（注）1．当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ．リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	2021 年度		2022 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	–	28,739	–	27,306
10%	–	8,072	–	5,090
20%	357	33,489	4,830	34,791
35%	–	3,477	–	2,446
50%	5,773	349	2,613	298
75%	–	5,360	–	5,249
100%	–	11,174	–	10,643
150%	–	21	–	20
250%	–	86	–	82
合計	93,901		93,374	

（注）1．格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2．エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、ＣＶＡリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

⑴信用リスク削減方針
・信用リスクの削減方針は、適格金融資産担保並びに我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関保証及び自金庫預金との相殺を信用リスク削減対象としています。

⑵管理方法の概要
・信用リスクの削減手法は、簡便法を採用しております。
・適格金融資産担保においては、担保権を維持し実行する為に必要な全ての措置を講じていることを前提としています。
・保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関が被保証債権の元本以外の関連債務も保証の対象としており、且つ、速やかに保証債務の履行を請求できる事を条件としています。
・自金庫預金との相殺は、相殺契約下にある預金を特定でき、且つ、自金庫預金が継続されないリスクが監視できる事を前提としています。

⑶担保、保証の評価方法
・適格金融資産担保は自金庫預金であり、エクスポージャーと担保とが同一の通貨建てである場合の評価は 100%評価とし、削減率も 100%とします。
・保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関以外にはございません。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証	
	2021 年度	2022 年度	2021 年度	2022 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,003	883	3,135	4,447

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他投資事業組合等への出資が該当します。株式等の運用に関しては、経営体力に則したリスクの範囲を定め、適正な収益確保を目指します。

株式等については、上場株式は取引所取引価格で時価評価し、非上場株式は財務諸表や運用報告を基に評価しています。保有する株式については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク（価格変動リスク）が伴いますので、アラームポイントを設けて管理する態勢としています。

イ．貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区分	2021 年度		2022 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	336	336	349	349
非上場株式等	413	–	407	–
合計	750	336	756	349

（注）1．非上場株式等は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業組合出資持分等です。

ロ．出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2021 年度	2022 年度
売却益	19	5
売却損	1	5
償却	–	–

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2021 年度	2022 年度
評価損益	63	81

ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2021 年度	2022 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	839	837
マンデート方式を適用するエクスポージャー	–	–
蓋然性方式（250 %）を適用するエクスポージャー	–	–
蓋然性方式（400 %）を適用するエクスポージャー	–	–
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	–	–

組織図

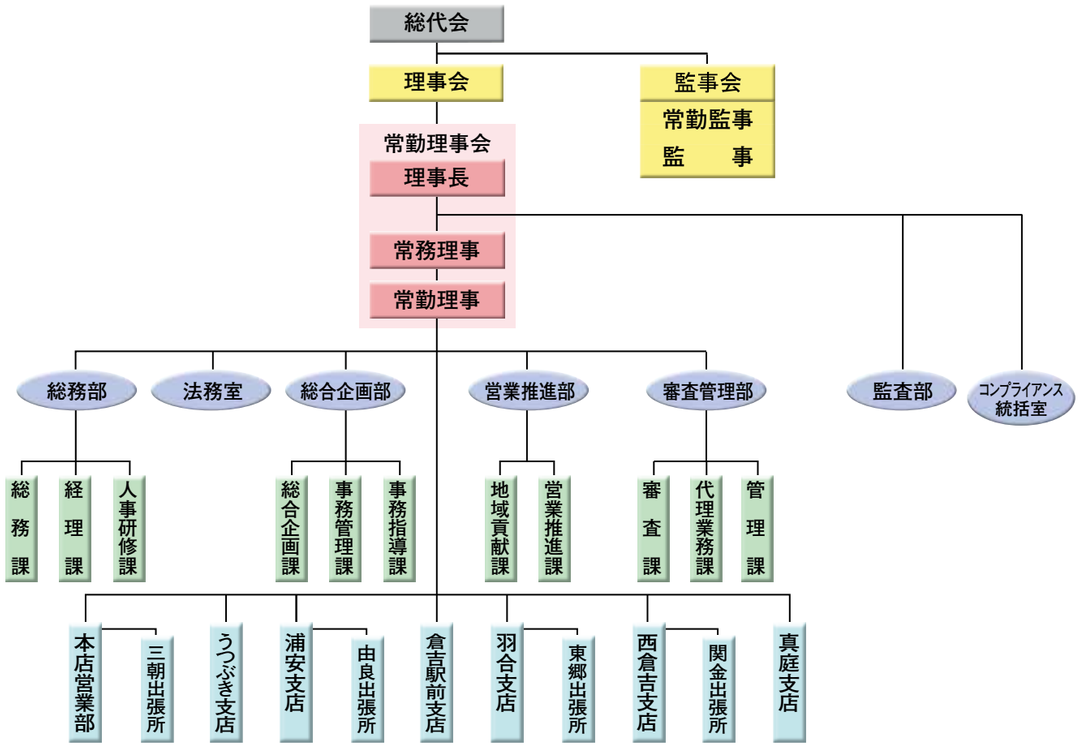

（2023年6月30日現在）

役員一覧

理事長（代表理事）	笠見和則		理事（非常勤）	谷口宗弘	※1
常務理事（代表理事）	藤井和啓	※1	理事（非常勤）	倉都祥行	※1
常勤理事	船越　清		理事（非常勤）	山田悌次	※1
常勤理事	吉田孝宏		監事（非常勤）	松井幹雄	※2
常勤理事	太田慶司		監事（非常勤）	松本美恵子	
常勤理事	伊澤茂雄				
常勤監事	綱本　栄				

（2023年6月30日現在）

※1　信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2　信用金庫法第３２条第５項に定める員外監事です。

●総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。

会員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能であり、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定・変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランスなどに配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員を選任し、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、意見・要望投書箱の店頭設置、電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です

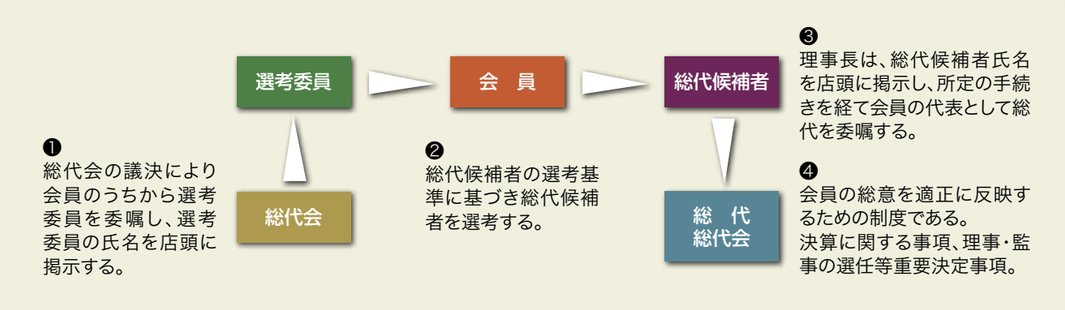

●総代が選任されるまでの手続きについて

地区を４区の選任地区に分かち、総代の定数は定員数に応じて各選任地区ごとに定める

⑴総代候補者選考委員の選任

・総代会の議決により、選任地区ごとに会員のうちから選考委員を委嘱する。
・選考委員の氏名を店頭に掲示する（掲示期間は１週間を下らないものとする）。

（総代選考委員の選考基準）

①資格要件　・当金庫の会員であること
②適格要件　・地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
・地域事情に明るく、人格・見識とも優れている者
・その他金庫が適格と認めた者

⑵総代候補者の選考

・選考委員が総代候補者を選考し理事長に報告する。
・総代候補者氏名を店頭に掲示し、かつ、店頭に掲示してある旨の公告を新聞紙上に掲載しなければならない。
（異議申立期間は、公告後２週間以内である）。

⑶総代の選任

「異議のない場合又は選任区域の会員数の３分の１未満の会員から異議の申し出があった総代候補者」

・総代候補者について、異議の申出した者が当該選任区域の会員数の３分の１に達しないときは、理事長は当該総代候補者を総代に委嘱し、その氏名を店頭に掲示する。

・掲示期間は、１週間を下らないものとする。

「異議のある場合」

・総代候補者について、異議の申し出をした者が当該地区の会員数の３分の１に達したときは、選考委員は当該総代候補者にかえて他の総代候補者を選考するものとする。
ただし、当該総代候補者の数がその選任区域の総代の定数の２分の１に満たないときは、改めて選考を行わないことができる。

「欠員の補充」

・総代に定数の２分の１を超える欠員が生じた場合には補充選任を行う。ただし、特定の選任地区で欠員が当該選任区の定数の２分の１を超えても、全体としては欠員が定数の２分の１を超えない場合には次の改選期まで補充を行わないことができる。

・補充選任された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

●総代とその選任方法

⑴総代の任期・定数

・総代の任期は３年です。

・総代の定数は 65 人以上 95 人以内です。
総代の定数は、会員数に応じて各選任地区ごとに定めております。
2023 年6月 30 日現在で、総代数は 67 名です。

なお、2023 年３月 31 日現在の会員数は、17,374 人です。

⑵総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選任する

②総代候補者選考委員が総代候補者を選任する

③総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）

（総代候補者の選考基準）

①資格要件　・当金庫の会員であること

②適格要件　・総代としてふさわしい見識を有している者

・良識をもって正しい判断ができる者

・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者

・その他総代選考委員が適格と認めた者

●第 79 期通常総代会の決議事項等

2023 年６月 29 日開催の第 79 期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

①報告事項

第 79 期（2022 年４月１日から 2023 年３月 31 日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書について

②決議事項

第１号議案　第 79 期剰余金処分について

第２号議案　会員の法定脱退について

第３号議案　営業区域の定款の一部変更について

第４号議案　羽合支店の出張所化に伴う定款の一部変更について

第５号議案　理事の選任について

第６号議案　退任役員に係る役員退職慰労金の支給について

●総代の氏名

お名前の記載につきましては、個人情報保護の観点から全員の方にご承諾をいただき、記載しております。
氏名の後の数字は総代就任回数を表しています。

（2023年6月30日現在　敬称略）

選任区		人数	総代氏名
第１区	倉吉市（明倫地区・高城地区・北谷地区・小鴨地区・上小鴨地区・灘手地区・社地区・関金町地区）、岡山県真庭市蒜山（旧川上村・旧八束村・旧中和村に限る）	18 名	廣吉宗一⑥、鍬田昌也⑤、大村陽之助②、下平哲司②、春木延年⑩、岩山克己⑥、松井　實④、岡野　稔⑪、福谷直美⑦、山乗立夫⑩、森　和美⑥、河野俊一⑥、藤田義彦③、福井重秋③、河野達也③、門脇義樹③、宝福一㈲ 代表取締役 高野昌康①、中江雅文①
第２区	倉吉市（成徳地区・上灘地区）	９名	竹田安夫⑧、新陽電気㈱ 代表取締役 寺地　建②、小山正人⑪、戸崎健二⑦、野口　厚⑦、大前拓也⑥、杉島篤美③、前田六仁③、井戸垣昌延①
第３区	倉吉市（上北条地区・上井地区・西郷地区）、三朝町、湯梨浜町、岩美郡、鳥取市（旧八頭郡用瀬町・佐治村を除く）、八頭郡八頭町（旧船岡町・旧郡家町に限る）	24 名	㈱豊田ガラス建材 代表取締役 豊田幸弘⑥、加藤正義⑤、伊東和昭②、平岡哲雄⑦、㈱ベクト総業　代表取締役　髙田保幸②、牧野光照⑧、向井康英⑤、高野　淳⑤、新藤祐一⑦、森　敏昭⑥、坂田康則⑥、藤原博文③、西谷技術コンサルタント㈱　代表取締役　山本賢一郎②、石田紙器㈱ 代表取締役 石田知己③、川本博文③、藤井武親③、古川哲次③、大成産業㈱　代表取締役　長棟秀文②、中島伸之①、讃岐健二①、酒井祐一①、笠田直樹①、増井和徳①、河﨑雄二①
第４区	北栄町、琴浦町、大山町（旧中山町に限る）	16 名	加登脇孝彦④、山本浩一④、㈱チュウブ 代表取締役 小柴雅央⑦、㈱北和 代表取締役 伊藤孝一⑤、福井利明⑦、山崎　稔⑥、田熊博文④、小川克彦③、種子晋司③、吉村博美③、岸田博己③、岡﨑博紀①、前畑俊幸①、伊藤典章①、岡﨑健一①、中原裕之①

●総代の属性等別構成比

（2023年6月30日現在）

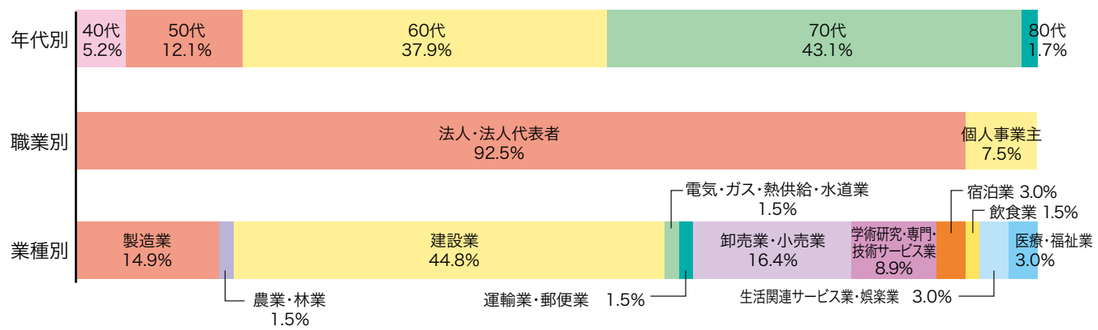

くらしんのあゆみ

【明治】		
1912	4月	産業組合法に基づき有限責任倉吉信用購買組合設立
		倉吉町新町１丁目10番屋敷
		初代組合長 内海　淡就任
【大正】		
1917	2月	第２代組合長小川貞一就任
1918	2月	有限責任倉吉信用組合と名称変更
	9月	事務所を倉吉町明治町1031番地１（共済無尽会社隣）に移転
1921	4月	事務所を倉吉町明治町1032番地１（産業組合連合会内）に移転
【昭和】		
1932	8月	事務所を倉吉町西町2965番地１に移転
1936	2月	組織変更により保証責任倉吉信用組合と改称
1937	2月	保証責任倉吉信用利用組合と名称変更
1944	1月	第３代組合長 福井　清就任
	5月	市街地信用組合法の制定により倉吉信用組合と改称
1945	4月	第４代組合長 大田佳六就任
1949	6月	国民金融公庫の業務の代理取扱開始
1950	4月	中小企業等協同組合法制定に基づく信用組合に改組
1951	12月	営業区域が倉吉町・上井町・小鴨村・社村・西郷村となる
		倉吉信用組合を信用金庫に改組し倉吉信用金庫と改称
1952	11月	営業区域を東伯郡一円と旧中山村の一部に拡張
1953	2月	浦安支店開設（東伯郡浦安215番地３）
1954	6月	東支店開設（倉吉市宮川町159番地63）
1956	1月	由良支店開設（由良町由良宿505番地）
1957	6月	内国為替業務認可により取扱開始
		住宅金融公庫の業務の代理取扱開始
1958	12月	全国信用金庫連合会の業務の代理取扱開始
1959	12月	松崎支店開設（東郷町旭57番地）
1960	3月	由良支店を大栄町由良宿551番地に新築移転
1961	5月	上井支店開設（倉吉市上井313番地）
1964	11月	浦安支店を東伯郡浦安213番地２に新築移転
1966	2月	上井支店を倉吉市上井２丁目３番地８に新築移転
1967	7月	本店を倉吉市大正町1078番地４に移転
1968	5月	第５代理事長 山下友蔵就任
1969	11月	羽合支店開設（羽合町田後346番地３）
1970	9月	営業地域を鳥取市・気高郡に拡張
1971	4月	日本興業銀行の業務の代理取扱開始
	5月	第６代理事長 上井哲夫就任
		日本債券信用銀行の業務の代理取扱開始
	10月	日本長期信用銀行の業務の代理取扱開始
1972	11月	上井支店を倉吉駅前支店に名称変更
1974	4月	年金福祉事業団の業務の代理取扱開始
1975	5月	東支店を倉吉市昭和町499番地に新築移転
	11月	鳥取支店開設（鳥取市松並町２丁目364番地）
		全国しんきん保証基金の業務の代理取扱開始
1977	2月	商工組合中央金庫の業務の代理取扱開始
	5月	環境衛生金融公庫の業務の代理取扱開始
1978	2月	関金支店開設（関金町関金宿235番地10）
	9月	営業区域を岡山県真庭郡川上村・中和村・八束村に拡張
1980	4月	西倉吉支店開設（倉吉市西倉吉町20番地15）
1981	1月	本部建物新築し本部を移転（倉吉市昭和町１丁目60番地）
		東支店を本店営業部に、旧本店営業部を倉吉支店に名称変更
	7月	医療金融公庫の業務の代理取扱開始
1982	6月	西支店開設（倉吉市旭田町11番地）

【昭和】		
1983	4月	三朝支店開設（東伯郡三朝町大瀬八幡1036番地４）
	6月	西伯郡中山町・気高郡・岩美郡・八頭郡の内河原町・船岡町・郡家町が営業地区拡張となる
	10月	国債・地方債・政府保証債の募集、販売取扱開始
1984	2月	日本銀行歳入代理店業務開始
1985	9月	倉吉支店サンピア出張所オープン
	10月	真庭支店開設（岡山県真庭郡川上村大字下徳山字清水43番地３）
【平成】		
1989	2月	現金自動支払機土曜日稼働開始
	11月	現金自動支払機日曜日稼働開始
1991	7月	両替業務開始
1992	4月	創立80周年記念式典４月25日開催
1993	10月	浦安支店アプト出張所オープン
	12月	倉吉駅前支店パープルタウン出張所オープン
1994	4月	鳥取県庁舎・中部総合事務所・厚生病院・出張所オープン
1995	8月	関金支店移転オープン
	10月	第７代理事長 安部和臣就任
1996	9月	倉吉支店めいりん出張所オープン
1997	5月	倉吉支店グンゼ出張所オープン
	11月	倉吉支店をうつぶき支店に名称変更
		うつぶき支店新築オープン
1999	2月	西日本建設業保証業務委託取扱開始
	3月	郵貯とのＡＴＭ接続サービス開始
	11月	鳥取支店移転オープン（鳥取市富安１丁目221番地１）
2000	7月	本店営業部倉吉市役所出張所オープン
	10月	くらしんモバイルバンキングサービス取扱開始
2001	2月	松崎支店を東郷支店に名称変更し新築移転オープン（東郷町龍島536番地３）
	6月	くらしんホームバンキングサービス取扱開始
2002	3月	90周年記念事業「ちゅうぶ・ナビ」発刊
2003	2月	生保窓口販売の代理取扱開始
	4月	「無担保リフォームローン」開始
	8月	冷夏対策緊急支援融資「ひまわり」発売開始
	9月	カードローン「しんきん　きゃっする」発売開始
		「くらしんTKCアドバイスローン」発売開始
2004	1月	変額年金保険「たのしみVA」発売開始
	3月	マイカーローン「マイカーホップ・ステップ」発売開始
	6月	中小企業金融公庫業務連携協力に関する覚書締結
	8月	「鳥取県民債」販売（抽選受付７／12～７／16）
	9月	「台風災害対策資金」取扱開始
		「５年周期型変動金利住宅ローン」取扱開始
	10月	「経営まもるくん」発売
	11月	オレオレ詐欺未然防止で八橋警察署から感謝状
2005	1月	決済用預金「預金まもるくん」発売
	5月	「家計まもるくん」発売
		「プロテクト・リフォームローン」発売
	9月	高金利定期預金「ビック５」発売
	10月	国民生活金融公庫業務連携協力に関する覚書締結
	11月	営農支援ドラフト「豊作」発売
	12月	鳥取県商工会連合会業務連携協力に関する覚書締結
	12月	住宅ローン「10年周期変動型」取扱開始
2006	2月	県中部の囲碁普及貢献として日本棋院倉吉支部より感謝状
	8月	営農支援融資「豊作・２」発売
		「営農大雨災害対策資金」発売
		くらしん特別金利定期預金発売

【平成】		
2006	8月	「原油高騰対策フリーローン」発売
		事業先向け「原油高騰対策資金」発売
	10月	県内３信用金庫共通融資「ビジネスプライムローン」発売
	11月	第８代理事長 大畑　勇就任
2007	2月	㈱オリコ保証教育ローン「学資応援団」発売
	6月	子育て世帯応援定期預金・定期積金「すこやかきっず」発売
	10月	ＡＴＭ暗証番号変更機能追加
	12月	長期固定金利融資商品「アシスト」発売
		全期間固定金利型住宅ローン「あんしん」発売
		西倉吉支店の清掃活動に対し鳥取県（中部総合事務所）より感謝状
2008	9月	印鑑照会システム導入
	10月	「家計まもるくんサポートローン」発売
	11月	中小企業者への緊急保証制度拡充の取扱開始
2009	1月	「倉吉市中小企業緊急支援融資」取扱開始
	3月	休日融資特別相談窓口開設
	4月	第９代理事長　谷岡忠範就任
2010	2月	信金ギャランティカードローン「きゃっする300」発売
		高機能ＡＴＭ導入開始
	3月	第１回山陰しんきんビジネスフェア
	7月	関金支店を西倉吉支店に統合し出張所化
2011	1月	しんきん共同システム西日本センター利用開始
		外貨宅配サービス取扱開始
		TKC中国会との経営改善計画策定支援サービス締結
		日本政策金融公庫鳥取支店農林水産業との業務協力締結
	4月	羽合支店ＡＴＭコーナー休日稼働開始
	5月	東日本大震災の被災信用金庫へ支援見舞金寄贈
	6月	全国信栄懇話会信用金庫PRコンクール・ポスター部門「地賛地商」ポスター最優秀賞受賞
	8月	住宅金融支援機構業務監査
	9月	商工組合中央金庫代理業務監査
	10月	第２回山陰しんきんビジネスフェア
	11月	第６次全銀システム稼働
		くらしんヤングコア、鳥取県共同募金会倉吉市支会より表彰授与
2012	2月	がん検診受診率向上プロジェクト調印（中部１市４町）
	4月	倉吉信用金庫創立100周年
	7月	鳥取県がん先進医療費利子補給金交付事業調印式
		鳥取県がん先進医療ローン取扱開始
	8月	創立100周年記念事業、倉吉市へ時計塔を寄贈
		創立100周年記念祝賀会
	9月	信用金庫間での自動機による通帳記帳サービス開始
		法人インターネットバンキング新システム開始
	12月	西支店をうつぶき支店へ統合、西出張所店外ＡＴＭ運用開始
2013	1月	個人インターネットバンキング新システム開始
	2月	中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定
		でんさいネットサービス開始
	7月	しんきん保証「プラチナ住宅ローン」取扱開始
	10月	しんきん保証個人ローンインターネット受付開始
	11月	第３回山陰しんきんビジネスフェア
	12月	ＩＣキャッシュカード発行開始
2014	1月	鳥取支店を本店営業部へ統合
	2月	しんきん保証「シニアライフローン」取扱開始
	4月	しんきん保証カードローン「願助くん」取扱開始
	8月	日本政策金融公庫と創業分野での連携開始
	11月	しんきんEBサポートディスク提供開始

【平成】		
2014	12月	鳥取県産業技術センターと連携協力に関する協定書締結
2015	1月	正月三が日のATM稼働開始
	3月	ATM利用可能時間の拡大
	5月	プロパーフリーローン「リリーフ」取扱開始
		「とっとり地方創生ファンド」設立
	9月	SGEC認証材活用制度基本協定締結
	11月	事業性保険「ビジネスプロテクター」取扱開始
2016	1月	鳥取県警察とのサイバー犯罪共同対策協定締結
		倉吉市との地方創生包括連携協定締結
	2月	しんきん保証女性向け商品「ｶｰﾗｲﾌﾌﾟﾗﾝfor Ladies」取扱開始
	5月	「職域サポートローン」取扱開始
	6月	随時返済型カードローン「楽々まもるくん」取扱開始
		第10代理事長　笠見和則就任
	8月	「楽々カープラン」取扱開始
	10月	くらしん災害復旧特別金利ローン取扱開始
	11月	全国の信用金庫窓口での鳥取県中部地震に係る義援金受付開始（倉吉市・三朝町）
		鳥取県中部地震復興応援定期預金「絆」取扱開始（～12/30）
		災害特別休日相談窓口開催
2017	2月	鳥取県中部地震復興応援定期預金「絆」による義援金の寄贈（～3/2）
	5月	高齢者の特殊詐欺被害防止に向けたＡＴＭ振込制限の実施
	8月	鳥取労働局との「働き方改革に係る包括連携協定」締結
	11月	しんきん保証基金「フリーローン」取扱開始
2018	1月	教育カードローン「エール」取扱開始
	3月	「後見支援預金」取扱開始
	5月	相続事務における「法定相続情報証明制度」の活用開始
	10月	ＡＴＭおよび個人ＩＢ即時振込取扱時間拡大
	11月	Origami　Pay取扱開始
	12月	法人ＩＢ即時振込取扱時間拡大
【令和】		
2019	10月	「通帳レス口座」取扱開始
2020	3月	倉吉市役所第２庁舎出張所ＡＴＭオープン
	8月	山陰しんきん事業継承パートナーシップ発足
	10月	由良支店を浦安支店に統合し出張所化
		東郷支店を羽合支店に統合し出張所化
		鳥取県倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に向けた連携協定締結
	11月	三朝支店を本店営業部に統合し出張所化
	12月	しんきん山陰の魅力発掘プロジェクト発足
2021	3月	SDGs宣言
		山陰地区６信用金庫によるSDGsの推進に関する連携協定の締結及び島根県へ寄付金贈呈
	7月	為替集中システム導入
2022	2月	WEB完結型　カーライフプラン取扱開始
		出張所隔日営業開始
	3月	山陰両県内金融機関　相続手続の共通化開始
	4月	ホキ美術館名品展特別協賛
		「多目的ローン・コロナ対策支援資金」取扱開始
	7月	「ディスクロージャー誌」発行
	8月	外国為替業務取扱い終了
	11月	「ミニディスクロージャー誌」発行
	12月	社会福祉施設等へ新米寄贈
2023	3月	非対面個人定期預金取扱開始（インターネットバンキング・通帳レス口座）

店舗一覧

店　舗

店　舗	住　所	電　話	店舗営業日	ATM稼働時間 平　日	ATM稼働時間 休　日
❶ 本店	鳥取県倉吉市昭和町１丁目60	0858(22)6108	月～金曜日	8:00～21:00	9:00～19:00
❷ 三朝出張所	鳥取県東伯郡三朝町大瀬1036－4	0858(43)2111	火・木曜日（昼休業11:40～12:40）	8:00～19:00	9:00～19:00
❸ うつぶき支店	鳥取県倉吉市大正町1075－4	0858(22)4154	月～金曜日	8:00～19:00	9:00～19:00
❹ 倉吉駅前支店	鳥取県倉吉市上井町２丁目3－9	0858(26)2951	月～金曜日	8:00～21:00	9:00～19:00
❺ 西倉吉支店	鳥取県倉吉市西倉吉町20－15	0858(28)3111	月～金曜日	8:00～21:00	9:00～19:00
❻ 西倉吉支店 関金出張所	鳥取県倉吉市関金町関金宿247－1	0858(45)3121	火・木曜日（昼休業11:40～12:40）	8:00～19:00	9:00～19:00
❼ 浦安支店	鳥取県東伯郡琴浦町浦安213－2	0858(52)2351	月～金曜日	8:00～20:00	9:00～19:00
❽ 由良出張所	鳥取県東伯郡北栄町由良宿551－4	0858(37)3711	月・水・金曜日（昼休業11:40～12:40）	8:00～19:00	9:00～19:00
❾ 羽合支店	鳥取県東伯郡湯梨浜町田後340－3	0858(35)2641	月～金曜日（昼休業11:40～12:40）	8:00～21:00	9:00～19:00
❿ 東郷出張所	鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島536－3	0858(32)0631	月・水・金曜日（昼休業11:40～12:40）	8:00～19:00	9:00～19:00
⓫ 真庭支店	岡山県真庭市蒜山下徳山43－3	0867(66)4368	月～金曜日（昼休業11:40～12:40）	8:45～19:00	9:00～19:00

キャッシュサービス専用出張所（窓口業務は行っておりません）

店　舗	住　所	ATM稼働時間 平　日	ATM稼働時間 休　日
Ⓐ 倉吉市役所第２庁舎出張所	鳥取県倉吉市堺町２丁目253番地１	8:00～21:00	9:00～19:00
Ⓑ 西出張所	鳥取県倉吉市旭田町11	9:00～19:00	9:00～19:00
Ⓒ パープルタウン出張所	鳥取県倉吉市山根557－1	9:00～21:00	9:00～19:00
Ⓓ アプト出張所	鳥取県東伯郡琴浦町八橋371	9:00～20:00	9:00～19:00

2023年６月30日現在

開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第８９条（銀行法第２１条準用）に基づき作成していますが、
その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

Ⅰ　単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)

1．金庫の概況及び組織に関する事項

⑴事業の組織 …… 44
⑵理事及び監事の氏名及び役職名 …… 44
⑶事務所の名称及び所在地 …… 50
⑷総代会制度 …… 45

2．金庫の主要な事業の内容 …… 21～25

3．金庫の主要な事業に関する事項

⑴直近の事業年度における事業の概況 …… 18
⑵直近の５事業年度における主要な事業の概況 …… 19
①経常収益、経常利益、当期純利益
②出資総額及び出資総口数
③純資産額、総資産額
④預金積金残高、貸出金残高、有価証券残高
⑤単体自己資本比率
⑥出資に対する配当金
⑦職員数
⑶報酬体系について …… 19
⑷直近の２事業年度における主要な事業の概況
①主要な業務の状況を示す指標 …… 36
ア．業務粗利益
イ．資金運用収支の内訳
ウ．利鞘
エ．受取利息及び支払利息の増減
オ．総資産経常利益率・総資産当期純利益率
カ．業務純益
②預金に関する指標 …… 31
ア．流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
イ．固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分のごとの定期預金の残高
③貸出金等に関する指標 …… 31～33
ア．手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
イ．固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
ウ．担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額
エ．使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高
オ．業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
カ．預貸率の期末値及び期中平均値
④有価証券に関する指標 …… 33～35
ア．商品有価証券の種類別の平均残高
イ．有価証券の種類別の残存期間別残高
ウ．預証率の期末値及び期中平均値

4．金庫の事業の運営に関する事項

⑴リスク管理の体制について …… 12
①統合的リスク管理態勢 …… 37
②信用リスク …… 40
③金利リスク …… 40
④オペレーショナル・リスク …… 13
⑤リスク管理体系 …… 12
⑵法令等遵守体制（コンプライアンス体制）について …… 14
①顧客保護等管理方針 …… 14
②ペイオフについて …… 17
③貸出運営についての考え方 …… 17
⑶中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況 …… 4
⑷金融ＡＤＲ制度への対応 …… 16

5．金庫の直近の２事業年度における財産の状況

⑴貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 …… 26～27
⑵外部監査制度 …… 27
⑶次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益合計額
①有価証券 …… 34
②金銭の信託 …… 35
③信用金庫法施行規則第102条第１項第５号に掲げる取引 …… 35
④金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 …… 35
⑷貸倒引当金の内訳 …… 20
⑸貸出金償却の額 …… 20

6．信用金庫法開示債権 …… 20

⑴破産更生債権及びこれらに準ずる債権
⑵危険債権
⑶三月以上延滞債権（貸出金のみ）
⑷貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
⑸正常債権

7．自己資本の充実の状況

⑴自己資本の構成に関する開示事項 …… 38
⑵定量的な開示事項
①自己資本の充実度に関する事項 …… 39
②信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く） …… 40
ア．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 …… 41
イ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 41
ウ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 …… 42
エ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 …… 42
③信用リスク削減手法に関する事項 …… 43
④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 43
⑤証券化エクスポージャーに関する事項 …… 43
⑥出資等エクスポージャーに関する事項 …… 43
⑦金利リスクに関する事項 …… 40

倉吉信用金庫ディスクロージャー誌
Report ’23

発行
2023 年 7 月
倉吉信用金庫　本部
〒 682-0806
鳥取県倉吉市昭和町 1 丁目 60 番地
TEL 0858-22-1111 ㈹
FAX 0858-22-5607
https://www.kurashin.co.jp/

KURASHIN

KURAYOSHI SHINKIN BANK